

首都パリに於ては例へば城外市セン・アントン、ド・タンブル等が特にさうであつた。獨立を欲し、親方の地位を獲べき望を失つた職人はかうした城外市に押し寄せ、小さな親方が無數に此等の狹隘な區域で苦しい生計を立ててゐた。彼らの生産物は、この狭い區域外に——都市の中に賣ることを禁じられた。彼らの數が増す程、相互の競争は激化し、特權國家の制限が彼らを締めつけた。都市ツンフト制度の専横、舊秩序に對する彼等の憤激は彌々昂まつて行つた。

最初の資本主義的工場は、かくの如き城外市や、ツンフト的強制を受けない市區に設けられ、無數の小親方と並んでこれらの近代的工場に働く賃銀プロレタリアートが現れた。労働條件はお話にならぬ程悪かつた。にも拘らず勞資の闘争はまだ支配的でなく、特權國家に對してはブルジョアジーもプロレタリアートも同じく第三身分として手を携へて戰つた。エンゲルスは言ふ。

「……中等階級のあらゆる異なる部分、殊にその最も進歩的な部分たる大製造業者が、政權を奪取し、彼等の要求に應じて國家を作り直すにいたらなければ、労働階級そのもの

は決して獨立するものではなく、決して特別にプロレタリア的性質を帯びるものでない。」

（一八四八年におけるドイツ」市川譯、一二頁）

「勞賃制度そのものの全廢」といふ、十九世紀の最大問題がハッキリした形で現れて來たのは、フランスに於ては大革命以後の問題であつた。

既に前に叙べた様に、當時、ブルジョアジーは我々が見た様に一つのまとまつた革命的大衆を形づくつてゐたわけではなく、分派のあるものは一時的な、個別的な利害のために舊秩序の維持に直接の利益を持つてゐた。

革命に共鳴したブルジョアジーと雖も、尙、斷乎たる勇氣と氣力を缺いてゐた。若しこれら革命的ブルジョアジーに、何らの同盟者もなかつたとするならば、彼らは後れた農村地方から召募されたフランスの聯隊、およびドイツ人、瑞西人よりなる外人部隊を持つ舊勢力に對し一敗地に塗れたであらう。

だが、革命的ブルジョアジーは、同盟者を持つてゐた。地方の農民小市民及びプロレタリアがそれである。

だが、農民及び地方都市における小市民、プロレタリアと雖も、革命當時の急激な決定に干渉するには、餘りにも政治的中心、パリから離れてをり、分散してゐた。

是に於て首府パリーの城外市が革命の中心となつた。

特權國家の政策自身が「そこに中央政府の所在地と直接に相接して、失ふべき何物も持たず、獲得すべき一切を持つところのその國の最も元氣にして、最も慍悍なる分子を狩り集めたのである。」(カウツキー、前掲書、七二―七三頁)

國民議會を宮廷の攻撃に對して衛り、一七八九年七月十四日、雲霞の如くバスチーユに殺到して反動勢力の要地を略取し、宮廷の反革命的隱謀の先手を打つて、王を巴里に連れ來たのは彼等——パリ―城外市の手工業者、プロレタリア達であつた。

農民 貴族と教會とに隷屬してゐる農民階級は約一千五百萬、フランス人口の九割を占めてゐた。農民の間にもいろいろの差別があつた。

P・A・クロボトキンによれば、フランスに於ける農奴制は既に久しい以前から、少くとも私領地では廢止されてゐた。ルイ十六世は一七七九年、これを王領地内に廢止し、以來、

一七八八年に約八萬の農民が、ジュラ(Jura)地方の永代寄附地に從屬してゐたのは特別として全フランスを通じて、農奴の數はせいぜい百五十萬位に過ぎなかつた。言葉の上からでは、フランスの農民の大部分は既に久しい以前から農奴ではなくなつてゐたのである。しかも裁判權は依然として、領主の手に保留されてゐた。絶對王政維持のための各種の租税と共に、封建制の負擔が依然として存してゐた。それは單なる負擔でなく、農業の完全な衰亡を招く束縛であつた。「自分の欲するものを農民は勝手につくることが出来なかつた、十分の一税は昔から知られた作物を基礎とするものであつた、然し新しく輸入された植物、たとへば馬鈴薯とか紫菀とかを基礎とするものではなかつた。従つてかくの如き植物の栽培は屢々彼に禁止されてゐた。改良法の採用、三圃農業から交代農業への推移といつた様なものはそのために極めて困難になつた、マルク制の殘存、特に土地使用規則は勿論更に甚しい程度に農業の進歩を邪魔した。」(カウツキー、前掲書、七九―八〇)

舊慣久しき特權によつて、領主は舊農奴に對する凡ゆる種類の身分上の特權を保持した。農民が領主に課せられた封建的な諸義務は實に多種多様であるが、クロボトキンはこれを

大略次の五つの範疇に分つてゐる。

(1) 身分上の義務——農奴制の殘存物。

その中には屢々極めて屈辱的なものがある——例へば、ある所では農民は蛙が御領主様の眠りを妨げぬ様に、夜な夜な池をたたいてゐる事が命じられた。

(2) 實際上の、或は名義上の土地讓渡に對する代償としての、現金、現物、勞役の提供。

(3) 領主の獨占から生まれる諸種の貢納、即ち領主は、領主の倉庫、度量衡・粉挽機・葡萄壓搾機・共同竈等を使用する者から一定の貢税・市税、その他の租税を徵收する。

(4) 裁判權が領主に屬してゐる場合領主の徵收する裁判費用・賦課・罰金等。

(5) 領主は、自己の領地及び近隣の農民の土地に對する獨占的狩獵權と、鳩小屋及び鳥獸飼育場經營の權利を有してゐた。

かくの如き封建制度の殘存に加ふるに少なからざる國家の課税があり、その上年々打つ

づく凶作のため農民は耐へ切れずして、都市へ逃亡し、全耕地の三分ノ一は荒廢に歸した
こと、最初の農業の項に於ても叙べた如くである。

封建的鐵鎖からの解放、封建的不平等の排除の要求が一たび、商工ブルジョアジーによつて叫ばれるや、農民も亦、同じ平等權の要求を以て起ち上つた。

第三節 十八世紀フランスのブルジョアイデオロギー

革命の接近を告げる遠雷の轟き始めるよりも遙か以前に、既に第三身分たるブルジョア
ジーは、舊制度の廢墟の上に建設すべき新しい政治機構を描いてゐた。英國のブルジョア
革命は、フランス・ブルジョアジーの方向に就て教へ、アメリカ獨立は彼らのエネルギー
を鼓舞した。ここでは將に政權に近づかんとする新興ブルジョアジーのイデオロギーに就
て吟味しよう。

「フランスに於て、將に來らんとする革命のために人々の頭を啓蒙した偉大なる人々
は、自からも亦極めて革命的な人々であつた。彼等は如何なる種類のものであらうと、

外面的權威なるものを認めなかつた。宗教、自然觀、社會、國家、一切のものが假借する處なき批判に附せられた。一切のものが理性の審判の前にみづからの存在を辯護するか、しからずんばその存在を斷念せねばならなかつた。理性こそが一切のものに對する唯一の尺度とされた。ヘーゲルの云つた様にそれは世界が逆立した時代であつた。最初は人間の頭腦と、思惟によつて得られた原則とが一切の人間の行爲と結合との基礎たるべきものと爲されたといふ意味に於いて。しかし後には、この原則に背反する現實は悉く打倒されねばならなかつたといふ、より廣い意味に於いて。あらゆる從來の社會形態と國家形態、あらゆる傳統的觀念は、非理性的なるものとしてゴミ溜めに投げ棄てられた。世界はいま迄ただ偏見によつてのみ導かれて來た。だから過去一切のものは、ただ憐憫と侮蔑とに値するのみである。しかるに今やはじめて黎明が來た、今より後は迷信と不正と特權と隷従とは、永遠の眞理と永遠の正義と自然に基づく平等と讓渡すべからざる人間の權利とによつて、驅逐せらるべきであつた。

しかし乍ら我々は今日次のことを知つてゐる、即ち、この理性の王國なるものは實は

ブルジョアジエの王國の理想化されたものに他ならないこと、永遠の正義なるものはブルジョアの正義として實現されたこと、平等と云ふは結局法律の前に於けるブルジョアの平等に歸着すること、人間の本質的權利の一つとして宣言されたものは、要するにブルジョアの所有權であり、理性國家、ルソーの社會契約は、ブルジョアの、民主々義的共和國としてのみ實現されたし又され得たのであることを。十八世紀の偉大なる思想家達も、その凡ての先行者と同じく、その時代によつて課せられた限界を超えることは出来なかつたのである。」（エンゲルス「空想より科學へ」岩波文庫、淺野譯、三五—三七頁）

吾々は十八世紀啓蒙時代の個々のイデオログに就て詳しく論じる紙數を持たないので、簡單なる特徴づけのみを以て他は夫々専門の講座に譲らねばならぬ。

既に十八世紀初頭に於て、ブルジョア革命的世界觀の根柢となつた所のものを極めて明瞭に、天才的に宣揚した者はパトリアルフ、ヴォルテールであつた。*

* Patriarch of Ferney Voltaire は彼の異名である。

彼はフランスにおけるカトリック教會の支配と闘ひ、信教の自由を主張した。彼は無神

論者でなくて理神論者であり、宇宙秩序の創造的な力としての神を否定しなかつた。彼は宗教を否定するのではなくて、宗教の社會的機能を、舊制度維持のための宗教の反動的な役割を解明したのである。彼は又、英國の立憲君主制を理想とし、「啓蒙された君主」による封建制のブルジョアの改革を要求した。彼はブルジョアジーの文化を尊ぶと共に、勤勞者大衆に對しては、蔑視と憎惡の念を抱いてゐた。「民衆は常に粗野で愚鈍だ。これは輓と馭者と秣を必要とする家畜である。」と彼は叙べてゐる。勤勞者の反對者であつたヴォルテールは、墮落した封建貴族に取つて代らうとするブルジョア社會上層部の理想を代表してゐた。

國家學說の領域に於て、ブルジョアジーの最も偉大な思想家として登場したのはモンテスキューである。彼はその主著「法の精神」に於て權力分立に關する學說（いはゆる三權分立論）を説いた。彼の理想とする所はイギリスの國家組織及び憲法であり、國民代表の議會によつて王の絶對權を制限することにあつた。曰く、

「市民に於ける政治的自由とは、各人が自己の安全に就て有する意見から生ずる精神

の安穩さだ。而して人がこの自由を有つ爲には、一の市民が他の市民を恐るるなきやうに政治組織を作る必要がある。」

「同一の人間又は同一の執政官の一團の手に立法權と執行權とが合一される場合には、自由は存しない。なぜなら、同一の君主又は同一の元老院が暴政的な法を作つて暴政的にそれを執行する恐れがあるから。」

なほ裁判權が立法權及び執行權から分離してゐなければ、これ又自由は存しない。もし裁判權が立法權と結合すれば、市民の生命及び自由に對する權力が恣意的となるだらう。なぜなら裁判官が立法者となる譯だから。もし裁判權が執行權に結合されれば、裁判官は壓制者の力をもち得よう。

もしも同一の人間、又は顯官、貴族或は人民の同一の一團が、これら三つの權力、即ち法を作る權力、公の議決を執行する權力、及び犯罪又は個人の争訟を裁判する權力を行使するならば、すべては失はれてしまふだらう。」（モンテスキュー「法の精神」邦譯、岩

波文庫版（上巻）二二七—二二八頁）

彼はかく論じて、「權力」を個々の構成部分に分立せしめることによつて王の獨裁權力を制限することを提唱したのである。彼のこの理論はアブソリュチズムに反對するフランスのブルジョアジー、就中、工業ブルジョアジーに最も歓迎され、支持を受けた。

これらブルジョアのイデオログと並んで小ブルジョアジーのイデオログ、ジャン・ジャック・ルソーが擧げられねばならぬ。

彼の思想は、フランス大革命史上に甚大な影響を與へたが故に、特別の注意を向ける必要がある。

彼はその著「人類不平等の起源並に根據に關する一論」に於て、人間の不平等——とくに政治的不平等の起源を論じ、至る所で神權に基く王位、特權貴族身分、無數の社會的虚偽に對して鋭い批判のメスを入れた。

彼が最も巨大な人氣を博した所のは千七百六十二年に公にされた「民約論」である。

「民約論」の中心思想は、人民主權・社會契約の思想と國家の一般意志の思想である。

ルソーによれば、人間は自由なるものとして生を享ける。そしてただ幾多の歴史的原因

——強壓、朦昧、非文明——のためにのみ、ブルボン王朝の暴政の如き人類の本然性の墮落が可能であつたにすぎない。

「自然に自由なる人間の結合は、各人の權利、自由、所有、平等を保證する自由同意契約よりなるといふ假定以外には説明し難い」(社會契約説)そして人間の集合生活はかくして出來たものと見なければならぬ、従つてかかる結合の統治權なるものは人民の一般意志により、共通利益によるものでなければならぬ。法とは、かくの如き一般意志の表現に外ならず、政府とは人民の一般意志の代理人に外ならぬ。王公は主權者の單なる吏員にすぎない。

右の如き彼の學説は革命時代の小ブルジョアジーが唱へた民主主義の理論的根據となつた。

自然及び社會に關する科學上の凡ゆる新しいものを總決算せんとする一般的試みは所謂「百科辭典派」の文筆活動であつた。その先頭に立つたのは、ディドロ、ダ・アラムペール、ドルバック、エルベシウス、等であつた。彼等は、最新の科學的知識を普及し、それを一般の人々の手のとどくものにしようとして努力した。

彼らはこの目的を以て「科學、藝術、職業に關する解説辭書」の出版を企てたが、政府はこの出版に對して峻嚴な取締を以て臨んだ。それは支配者の打續く迫害に抗して出版され、舊秩序破壊の思想的砲手となつた。

十八世紀フランスの政論家及び無神論者たちは、鬭争意欲に燃えた潑刺たる筆致を以て、支配する舊秩序を縦横に批判し、人民を宗教的迷蒙より呼び醒まし、フランス大革命の活動家に思想的指針を與へた。

吾々は今迄に於て、革命前夜におけるフランスの資本主義的發展と舊制度との矛盾を觀察した。舊制度は、資本主義の侵蝕によつて著しく弱められつつあつた。だが、それは朽木の如く自然に大地に打伏すものではなかつた。反對に舊社會の一切の特權は、己れの恐るべき敵——資本主義の進出に對して必死の妨害を試みた。彼らは、戦ひなしには己れの陣地を明け渡さうとはしなかつたのである。吾々は「フランス大革命」が如何にして、舊社會のあらゆる枷を掃蕩し、抛棄し、その任務を完成したか、フランスの近代資本主義國家への移行を實現したかを究明しよう。

フランス大革命の歴史は次の如き時期に分れる。

- (一) 一七八九年五月五日（ヴェルサイユの三部會）より一七九二年八月十日（王制の事實上の廢止）まで。舊制度と妥協し、大衆に鬭争を宣言したブルジョア貴族的秩序の時代。
- (二) 一七九二年八月十日より一七九三年五月三十一日（パリイ民衆の蜂起）まで。商業及び工業ブルジョアジの代表者ジロンド派の權力時代。
- (三) 一七九三年五月三十一日より一七九四年七月二十七日（テルミドル九日のロベスピエール等の射殺まで）小ブルジョアジの革命的獨裁の時代。
- (四) 一七九四年七月二十七日より一七九九年十一月九日（ブリュメール十八日のナポレオン・ボナパルトのクーデター）まで。ブルジョア反動の時代。

以下吾々は、これらの個々の時期に亘つて説明しよう。

第四節 ブルジョア——貴族的秩序の時代（一七八九——一七九二年）

その前夜——三部會召集前の國內情勢 順序として、吾々はまづフランス革命勃發當時

一七八九年の具體的狀勢のスケッチから始めよう。

舊制度の重壓と打ち續く凶作に耐へかねて、農民が都市に逃亡し、全耕地の三分ノ一が荒廢に歸した事を吾々は既に叙べた。數多の地方に於ては全住民が乞食の境涯に陥り、そして五千人・一萬人・二萬人といふ老若男女の群が各地の街道をさまよつた。一七七七年の公表によれば乞食の數は百十萬人と算せられてゐる。

農村では飢饉は慢性的であり、同時に都市では穀物の價格が暴騰し、パンの缺乏は常時の事であつた。

だが他方、年收何十萬、何百萬フランに達する莫大な財産を放恣な、常規を逸した贅澤三昧に蕩盡してゐる、かの雅かな貴族達があつた。彼等の一人が窮乏の民衆に投げ與へた語は有名である。「草は芽を出した、野原へ行つてあれでも喰つて來い！」長い間の窮乏

と抑壓を驚くべき辛抱強さで耐へて來た農民も、遂に耐へかねて自然發生的に蜂起した。一七八八年の夏の旱魃による凶作は、翌八九年の初頭に至つて、今迄にもない猛烈さで農民を暴動に驅り立てた。

暴動は、ポアツ、ブルターニュ、ツレーヌ、オルレアネー、ノルマンヂ、イル・ド・フランス、ピカルデー、シャンパーニュ、エルザス、ピュルガン、ニヴェルネー、オーヴェルニュ、ラングドック、プロバンスといふ風に窮乏の全フランスを蕩捲した。大鎌、棍棒で武装した農民は都市に流れ込んで、小麥商や買占商人や、穀物の倉庫を襲ひ、或ひは地主の邸宅を襲つて土地臺帳を焼き捨て、領主を強要して諸種の特權を拋棄させた。三月に至つては、もはや誰も年貢を納める者などはなかつた。パリ近郊の森林地では、既に此頃から農民は禁を犯して、狩獵地の兎を退治始め、サン・ドニ僧院所屬の森林へ侵入して、公然と盜伐を始めた。

一七八九年には、パリーの場末たるサン・アントアンの陶器、磁器、壁紙、靴下其他の企業の勞働者は季節勞働者と共に工場レヴェイヨンのマニユファクチュア及び家屋を破壊

した。秩序の破壊者達はむろん重罰に處せられた。

革命的ブルジョアジーによつて日々に小冊子が發行され、パリイを始め、各地に配布された。「第三身分とは何ぞや？」「第三身分の利益の考察」「三部會議の權利」等々、小冊子は一日の間に、十、二十と現れ、之を買ひ得る人の手から、最貧層の人々の手へと瞬く間に移されて行つた。革命的ブルジョアジーは窮迫した場末町や、郊外の下等な居酒屋へ出かけ、主權に打撃を加へるために、貧民や無頼の徒をかり集めた。ブルジョアジーの革命本部となつたパレー・ロアイヤルと並んで、民衆蜂起の中心地となつた場末町が活動を始めた。

國家財政の破綻 ルイ十四世の統治時代の終り頃から困難となつて來た國家の財政は、一七七四年になると全く見込みもつかなくなつた。革命の始め頃になるとフランスの國債は四十億五千萬リールにも上つた。收入の方では全く無力であつた貴族諸公も支出の方では大に國家に貢獻した。舊制度の最後の豫算を一見すると、貴族は四億リールの通常豫算に對し、少くともその五分の一——即ち八千萬リールを分取つてゐる。王家の二千

五百萬リールは、王宮に寄食する貴族を養ふために用ひられた。年金用に充てられた三千一百万リールの中で、血族貴族、貴族の從屬者は殆どその全てを費した。陸軍豫算に於て、一萬二千の士官は總て貴族であり、四千六百萬リールを費してゐるに拘らず、十三萬五千の兵士は四千四百萬リールをしか支給されてゐなかつた。

ルイ十六世の大臣カロンヌ（在職期間一七八三——一七八七）は、國家財政の改革に就て、餘儀なく王に進言し、租税の平等を宣し、第一及び第二身分（貴族・僧侶）にも納税させる様にと主張したが、一七八七年二月に開かれた名士會（その大部分は僧侶・貴族よりなる。）は斷乎としてカロンヌに反對し、彼をして退職の餘儀なきに至らしめた。

その恐るべき結果を顧慮することなく政府は次々と新たな國債を起したが、國債義務の未遂行は、國家の債權者たる金融貴族の間に不滿を呼び起した。

又、一七八六年に締結された英佛通商條約と關聯するフランス工業の危機（「階級諸關係」の項參照。）は、ブルジョアジーの反抗と積極性とを強め、かくて國王の政府は完全に孤立化した。

國家の財政破綻を救ふものは、假令いかに身分的に輕蔑されようとも第三身分の中のブルジョアジーより以外になかつた、政府は特權身分の反對を憚りつつ第三身分に秋波を送り始めた。一六一四年以來かつて召集されたことのなかつたフランスの舊身分制的機關、三部會 (Etats généraux) が王の名によつて召集された。

三部會 (Etats généraux) エタージェネラウ 三部會は、軍隊に對する費用を求めためや、戰爭遂行等のために國王の召集する舊い身分制的な集會であつた。王權の増大と共に三部會の必要はなくなり、最も近くに開かれた三部會は一六一四年であつた。が、遂に政府は危機解消の道を三部會の召集に見出さんとし、一七八九年五月四日を期して、ヴェルサイユにこれを召集した。

一七八九年の四月に三部會の選舉が始まつた。貴族と高級僧侶のみは、直接彼らの代表者を選ぶことが出來た。だが下級僧侶及び第三身分に至つては、二級選舉——即ち、最初に選舉人を選び、選舉人がその中から更に代表者を選ぶのであつた。

三部會の議員一千二百名の中、貴族の代表は三百名(大部分は宮廷貴族と特權門閥家。)

僧侶の代表も亦三百名(そのうち二百名以上は農村の僧侶)、第三身分の代表者は、從來の規定數を増して六百名が選出された。第三身分の代表者の中には、都市の勤め人及び商人が二百十六人、辯護士二百十二人、その他醫師、市會議員などが多く、若干の僧侶と、十二人の貴族がまた第三身分の代表者として選出されてゐた。

舊來の習慣に従つて、選舉人は自分の代表者に、自分等の要求を記した陳情書 (Cahier) を託した。この陳情書は革命前のフランスの氣分を反映してゐる。

第三身分の陳情書には二つの方針が窺はれる。

第一は、ブルジョアジーの方針である。此處では政治的要求——憲法施行の問題がその中心となつてゐる。

彼等は、三部會に於ける投票が頭數に依り、決して從來に於けるが如く、級團に依つて行はれざる事を宣し(級團で投票すれば、貴族・僧侶の二票に對し、第三身分は一票を得るに過ぎない)、又、國民はその保證を得ずしては、國家財政の破綻を救ふを欲せず、憲法の作られない限り、課税は投票されず、國債は承認されずと宣告した。

首都パリーの城外市民の陳情書は最も革命的である。

彼等は先づ「憲法の制定」を要求し、その原則として「全ての人間は、自由人として生れ、その身體及び財産の安全と所有とに於て、平等の権利を有す。」と宣し、「立法権は國民に屬し、而して法律は王に依つて裁可せられたる一般意志によつてのみ爲され得る。」

「王は行政權の唯一の受托者である。」と規定し、憲法に於て保證さるべき條項として、第一に市民の權利、職業の自由、強制勞役の廢止、言論、出版、集會、請願の自由、所有の不可侵權、所有を害する鳥獸絶滅の自由、三部會による課稅決定權と國費支出の監督の賦與等を擧げ、別に犯罪法を定め、全ての身分に對する刑罰の統一、拷問、拷問臺、暗室の禁止、處刑者の財産沒收の廢止を要求した。

ブルジョアジイが特に強調した所は、資本主義的財産の神聖といふ一事である。陳情書は主張する。「すべての財産は不可侵である。故に何人と雖も代償を受けずしては、たとひ公共利益のためと雖もその財産を奪はることなし。但しこの原則は財産沒收のために代償を受けなかつた所有者の爲に溯及的効力を有す。」かくて、農民を苦しめた封建的所有

の廢絶は、ブルジョアジイの精神によれば、高き農民の代償によつてのみ可能とされたのであつた。

第二は、農民の陳情書に表はれた方針である。

農民はまづ領主により奪はれた共有地——森林、牧場、沼池の返還を要求し、封建的諸稅の廢止、王室狩獵場の廢止——耕作地を害する鳥獸を絶滅することの自由、領主の鳩を養殖する義務の廢止、を希望し、資本家的小作企業者の土地收奪に對して農民を保護せよと要求した。

右の如き、國內の物情騒然たるうちに、一七八九年五月四日、國王の駐在地、ヴェルサイユに三部會は召集されたのであつた。

國民議會の宣言 一七八九年五月四日、三部會は全フランス民衆の視聽を此一點に集めて、ヴェルサイユに開會された。

王（ルイ十六世）は開會劈頭、代表者に對して、フランス人心の不安、國內に彌漫する動搖を嘆じ、恰もかかる事態が、偶然の不幸であるかの如く語り、一切の制度上の改革に

就ては語るを避けて、財政上の二、三の改良に就て「三身分の協調」を要求するにとどまつた。王の眞意を説明する役割に當つた大掌爾官バラントは、特に三部會の權限を強調した。

曰く、會議の任務は、提出された租稅案を審議し、民法及び刑法改正に關して討議し、最近における不穩文書の頻出に鑑み之が取締法に同意を表するにある。——これ以上の事は會議の權限外に屬する。危険なる改革は斷じて行はるべきでない。

次で、三時間に亘つてなされた藏相ネツケルの冗辯も何ら事態の核心たる立憲制や土地問題に觸れる處がなかつた。

だが、一方首都パリに於ける民衆の態度は、日々に威嚇的となつて來た。パレー・ロアイヤールは露天のクラブとなり、小冊子の雨は益々激しくなり、活氣づいた民衆は之を奪ひ合つて貪り讀んだ。「二十の中十九迄自由を叫んでゐる……激昂は筆や言語では到底盡せない。」とアーサー・ヤングは叙べてゐる。辯士は往來の椅子の上に立ち上つて、公然と領主の居城や邸宅の占領に就て民衆に訴へた。他方ヴェルサイユの民衆は日毎に三部會の議場の入口に殺倒し、貴族を慢罵して止まなかつた。

第三身分の代表者は、自分達を支持してゐる者が何であるかを感じた。かくて、彼等の態度は次第に大膽となり、遂に六月十七日には、シエイエの動議に基き、自らを國民議會 (Assemblée nationale) と宣言するに到つた。——舊制度廢止の第一歩は、パリ民衆の囂々たる歡呼の中に力強く踏み出されたのだ。民衆の支持に益々勢を得た第三身分の代表者達は、更に一步を進めて既存の租稅の無効を宣し、六月二十日には、ヴェルサイユの民衆に護られつつ、議會解散反對の街頭行進を起し、サン・フランソア通りのテニスコートに於て、フランスに憲法を興へるまでは、我等は斷じて解散せず、と嚴肅に宣誓した。

六月二十三日には御前會議が開かれた。國王はその席上で、第三身分の凡ての決議の無効を宣し、身分別會議の維持を命令し、「國民議會」の即時解散を嚴命した。だが第三身分の代表者達は頑として應ぜず、その座席に踏みとどまつて動かなかつた。第三身分の代表者ミラボーは、解散を促す廷臣の一人を叱咤して叫んだ「吾等は國民の總意を代表して此處にあり。この力を奪ふものは唯銃劍の力のみ。」

だがこの銃劍の力さへも、王にとつては今や頼み少ないものであつた、六月二十五日、

パリーの大僧正の邸宅を襲つた民衆に對して、王の兵士等は民衆に向つて發砲する事を拒否した。

今や權力の危機を痛感した宮廷は、あらゆる手段を盡して兵卒の忠誠を激勵すると共に、軍隊をヴェルサイユに召集し、公然と國民議會及びパリー民衆に對するクーデターを準備した。

パリー及び地方に於ける革命 ブルジョアジーは、民衆叛亂の普及が、彼らの私有財産に及ぼす影響について危惧の念を抱いてゐたので、民衆に積極的に武装せよと呼びかけることを久しく躊躇してゐた。だが、一方日毎に昂騰して行くパン價を前に、餓ゑ疲れた民衆は、今は三部會に對する一切の期待をも失つて、ひたすらに蜂起の機會を待ちあぐんでゐた。かうした形勢のうちに國王がクーデターの準備を始めたといふ流言が誰からともなく普及して行つた。クーデターの噂に驚いた國民議會は、ここに始めて、民衆へのアッピール、即ち、機會を逸するな、武器を執れの呼びかけを許容した。

革命は、王のクーデターの序曲たるネッケル罷免の飛報と共に始まつた。七月十二日の

正午、パレーアイルで叫ばれた「民衆よ、武器を執れ！」のスローガンは忽ちにして場末町の隅々に迄も行き渡り、午後に至つて民衆はオルレアン公とネッケルとの胸像を擔つて一大示威を敢行した。警鐘は全パリーに響き渡り、手工業者はすばらしい勢で槍の製造を始めた。かくて各場末から都市の中心部に流れ込んだ民衆は、廢兵院の武器を奪ひ、移入穀物に對し徵税の行はれる都市の關門を破壊し、七月十四日にはバスチーユ——政治犯を收容する恐ろしい中世的牢獄——に向つて怒濤の如く進軍を開始し、忽ちの間にこれを占領した。

一方、此民衆運動の激化に懼れをなしたブルジョアジーは、武装せる自らの保安部——國民衛兵をつくり、又ブルジョアジーを構成メンバーとする市の自治機關、パリー・コンミューンを組織した。

パリーの民衆が、宮廷の謀略を水泡に歸せしめて、國王の權威に致命的な打撃を與へるや、地方の各都市に於て民衆が次々と蜂起した。七月十八日のトロアの蜂起、十九日のシユトラスブルグ、二十一日のシエルブール、二十四日のルーアン、二十七日のモーブュー

シ等々叛亂は燎原の火の如く各地方に燃え廣がつた。既にこの年の春先に於て激化した農民の運動は、四月の耕作時節から次いで收穫開始の時期に亘つていくらか勢が鈍つたかに見えたが、同年の七月の後半から八月にかけて、就中フランスの東部・北部・東南部地方に於て、又も目覺しい勢で再燃した。農民は領主の居城や、修道院を襲ひ、凡ての土地臺帳を破棄し、租税・賦役・貢納に関する記録を焼き棄てた。

外形上の農民解放 今や全國に廣がらうとする農民の運動に、貴族や僧侶達は驚愕した。破滅か、若干の讓歩か、何れかを選ぶより外に彼等の執るべき道はなかつた。むろん彼等は破滅よりも、若干の讓歩を擇んだ。かくて八月四日の國民議會に於て、封建的諸特權の撤廢が宣された。

だが封建的特權は完全に清算されはしなかつた。農民の人格的、封建的諸義務（人格の拘束、賦役、貴族の狩獵權、鳩舎飼養の義務等）は無償で廢止された。だが貴族達が直接に所有する非常に廣大な所有地は依然として彼等の掌中に保持され、田畑の年貢、土地の所有者の變更に際しての徵税の如き農民の「現實的義務」は、國庫よりの補助なしに、二

十九ヶ年間に夥しい賠償金を納めてのみ廢止される事となつた。かくて農民の解放は外形だけに止まり、一七八九年八月十一日及び一七九〇年三月十五日に發布された農民解放の法令も、昂揚する農民運動を制止する所か、反つて新しく農民に憤激を與へる結果を生んだのであつた。

國民議會は、國家財政の救済の爲に、教會の土地を沒收して國有とし（教會の所有地は全國土の二十パーセント、總收入額約三億五千リールに達した）、その可成りの部分を、都市や農村（富農）のブルジョアジーや投機業者に拂下げた。貧農や中農、農民の廣汎な大衆は勿論國有財産となつたこれらの尨大な土地を利用することが出来なかつた。

人權宣言 バスチーユ占領後數日にして、國民議會の憲法委員會は、「人權及び市民權の宣言」(Déclaration des droits de l'homme et du citoyen) の討論を開始し、一七八九年八月二十六日にこれを制定した。それはマルクスが「ユダヤ人問題」において指摘した様に、中世的特權に對する市民的權利の宣言に外ならなかつた。「人權宣言」の序文に曰ふ「國民議會を構成するフランス人民の代表者は、人間權利の忘却が社會的不幸と政府

の腐敗との唯一の原因なるを念ひ、ここに左の件を決議す。即ち、該宣言が常に公共事務に司はるる全成員の眼前にあつて絶えず彼らをして己れの権利と義務とを想起せしむるために、立法権力及び執行権力の行動が常に凡ゆる政治的施設の目的と對比せしめらるることによつて尊重されるために、今後、單純にして論争の餘地なき諸原則を根據とする公民の諸要求を常に憲法の支持と一般的幸福とへ向けるために、人間の自然的、不可離的權利を嚴然たる宣言の中に述ぶること即ちこれである。」

右の諸原則を基礎として、國民議會は各人の前に、且つ最高の神の惠護の下に、人民の權利なるものを左の如く宣言した。

第一條 人間は生れ乍らにして、自由且つ平等なる權利を有し、且つ生涯これを有す。社會的差別は唯々公共の利益の爲にのみあり得る。

第二條 凡ゆる政治的結合の目的は、人の天賦且つ不可讓の權利を保持するにあり。此等の權利は自由、所有權、安全及び壓制に對する反抗なり。

第三條 一切の主權の淵源は必ず國民に存す。如何なる團體も如何なる個人も國民より

出でざる權力を行使するを得ず。

第四條 自由とは他の者を害せざる凡てを爲し得るを言ふ。各人の自然的權利の行使は社會の他の各員をして同一の權利を享有せしむることの外に制限を有せず。此制限は法律に依るに非ざれば之を定むるを得ず。

第五條 法律は社會に有害なる行爲の外之を禁止するの權利を有せず。法律の禁止せざる行爲は之を妨ぐることを得ず、法律の命ぜざる行爲は何人も之を爲すことを強制せらるることなし。

第六條 法律は一般意志の表現なり。凡ての市民は、自身直接に、或は代表者を通じて、法律の制定に參與するの權利を有す。法律はその保護を與ふるものと處罰を定むるものとを問はず、萬人に對して同等なるを要す。凡ての市民は法律の眼中には平等なるが故に、すべての稱號、官職公務に對して、その資質、才幹による以外の何等の差別なく、各自の能力に應じて、平等に参加權を有す。

第七條 何人も、法律の定めたる場合に於て、法律の定めたる形式に従ふに非ざれば公

訴、逮捕又は拘留せらるることなし。専恣の命令を請願し、發し、又は執行せしむる者は之を罰すべし、然れども各公民にして法律に基き召喚せられ又は逮捕せらるるときは即時に之に遵ふべし、之に抵抗するは罪あり。

第八條 法律は絶対に必要なる刑罰の外之を定むるを得ず、何人も犯罪の前に制定せられ且つ公布せられた適法に適用せられたる法律に依るに非ざれば處罰せらるることなし。

第九條 各人は其の有罪を宣告せらるる迄は無罪を推測せらるるが故に之を逮捕するの必要を裁定せられたるときと雖も、其の身體を拘束するが爲に必要ならざる凡ての暴力は法律に依りて嚴重に之を禁すべし。

第十條 何人も其の意見の發表が法律によりて定められたる公共の秩序を害せざる範圍内に於ては其の意見の爲めに妨害せらるることなし、宗教上の意見に付ても亦同じ。

第十一條 思想及意見の自由の交換は人の最も貴重なる權利の一なり、故に各公民は法律の定めたる場合に於ける此の自由の濫用に對し責を負ふ外自由に言論し著作し及出版することを得。

第十二條 人及公民の權利の保障は公の權力を必要とす。此の權力は凡ての利益の爲に存するものにして其の權力を委ねらるる者の特別の利益の爲に存するものに非ず。

第十三條 公の權力の維持及行政の費用の爲に公共の課税は避くべからず、此の課税は凡ての公民の間に其の能力に従て平等に之を分配すべし。

第十四條 凡ての公民は自ら又は自己の代表者に依りて公の課税の必要を認定し、自由に之に同意し、其の用途を検し及其の性質、徴收、納付及繼續期間を定むるの權利を有す。

第十五條 社會は其の行政の公の代理人に對して責任を問ふの權利を有す。

第十六條 權利の保證の安固ならず且つ權力の分立の確立せられざる社會は總て憲法を有するものに非ず。

第十七條 所有權は不可侵且つ神聖の權利なるが故に、法律に依り公の必要が明に之を要求することを認定し且つ豫め正當の賠償を支拂ふの條件の下に於てするに非ざれば所有權を奪ふことを得ず。(ゲオルグ・イエリネツク「人權宣言論」美濃部氏譯より引用)

「宣言」は封建的舊制度の特権を打倒して、新興資本階級の地位を確立した。

「宣言」に言ふ「天赋且つ不可譲」の「人權」とは何であるか。それは自由・平等・所有權・安全及び壓制に對する反抗權である。では、「自由」の人權とは？ 他人の權利を侵犯することなく凡てをなし得る權利である。「平等」の人權とは、凡ての市民が法律上同等の取扱ひを受け、對等に政治に参加し得る權利である。所有權とは、私有財産の不可侵權及び自分の財産を自分で任意に處分出来る權利である。「安全」とは、生命、財産及び權利に對して國家の保護を享有する權利を云ふ。では、これらの理念はいかなる經濟的形態に適應するのであるか？

又、もつと正確に言へば、いかなる經濟的條件がかかる理論を生んだのであるか。

「ただ私有財産制の原則、市場において大きさを異にする個々の商品生産者を互ひに對立せしめる自由商業取引といふ原理の上に立てられたブルジョア的社會條件のうちにおいてのみ、かかる理論は發生することが出来たのである。それは、或る者は牛乳をもつて、或る者は長靴をもつて『自由』に市場に立ち現はれ、そのために交互關係の『平等』を要

求せるこれらの獨立的商品生産者の競争と鬭争との反映に他ならない。」(クルイレンコ「ソヴェト法並國家の哲學的基礎」八四—五頁)

「宣言」は壓制者に對する抵抗の權利を認めた、だがこの權利は舊制度に對してのみブルジョアジーが保證したものにすぎなかつた。資本主義の發達に伴ふプロレタリアートの擡頭が、資本主義の壓制に抵抗するや此權利は一片の反故と化し去つたのであつた。

「人權宣言」に次で、一七九一年に制定された「憲法」は、ブルジョア貴族のより狭き利益に副ふものであつた。この憲法は市民を二つのグループ——能動的市民と受動的市民とに區分した。代議員を選擧し、國民兵に加入し、都市の自治體に参加する等々の權利は、能動的市民、即ち一定の直接税(三日分の勞賃以上の直接税)を納め、一定の住居を有する二十五歳以上の男子に限られ、代議士たり得る者は、五十フラン以上の直接國税を支拂ふ、不動産の所有者に限られた。斯くの如くして勞働者階級及び小ブルジョアの大眾は一國の政治から完全に閉出しを喰つたのである。

憲法は王を以て國の元首とした。王の權力は制限され、王權はそつくりブルジョアジー

の掌中に握られた。

否認權 (Veto)——國民代表者の議會 (立法會議) が採決した法律を次の議會の決定迄延期せしめる權限、これ「憲法」に定められた王の最も顯著な一大特權であつた。

ブルジョアジーは、更に一七九一年六月十四日の法令を以て、一切の勞働者の團結は、「自由と人權宣明」とに對する加害」なりとし、五百リールの罰金と公民權剝奪を以て處罰すべきであるとし、完全にプロレタリアートの抵抗權を奪ひ取つた。

諸黨派 當時、綱領と規約とを持つた黨は尙フランスに存在しなかつた。政治的な諸傾向の間には、舊王黨派 (絶對王制支持)、穩和派 (二院制度を持つ温和な君主制を主張した)、左派 (一院制度を持つ君主制を主張した) の各派が認められ、貧民の利害を擁護する民主々義的グループの力は比較的微力であつた。

國民議會の代議士及びその代議士と意見を同じくする人々は各々のクラブ (政治協會) に集つた。

その中で最も有名なのは、一七九〇年二月八日に創設され、門閥達から「ジャコバン派」

の嘲笑的名稱を以て呼ばれた、パリーのジャコバン修道院を本據として集つた「憲法の友の會のクラブ」であつた。最初の間はジャコバンクラブは立憲君主制の味方であつた。だが、革命が發展すると共にジャコバンクラブは民主々義者、共和主義者の占領する所となつた。ジャコバン派は、小ブルジョアジーの富裕層の氣分を反映してゐた。初め同派は秘密に行動し、會合に貧民達の來り投するのを禁じてゐたが一七九一年十月十二日よりその會合を公開し、一七九二年九月二十一日よりは公式に「ジャコバン派——自由及び平等の友の協會」と稱した。このクラブは各地方に、その中央部の布告や指示を實行する無数の支部網を持つてゐた。ジャコバン派の著名な指導者は辯護士マクシミリアン・ロベスピエールであつた。

ジャコバンクラブ内に更に一つの分派をつくつて居たのは、民主々義者のグループたる「コルデリエール・クラブ」(Club des Cordeliers)である。このクラブは「人類及び市民の權利」「受動的市民」の利害を代表してゐた。同派には次の様な人物がゐた。辯護士ダントン、カミーユ・デムラン、醫師マラー、記者エベール。

ジャコバンクラブから脱退した立憲派及び穏和派の君主々義者達（ラファエット・ラメー等）は、フェリヤン修道院を本據として、自分等の協會「一七八九年クラブ」をつくつた。彼らはフェリヤン派と呼ばれた。同派は革命運動に對する壓迫を強化することを主張した。（「世界史教程」第四分冊、一〇七—八頁）

宮廷の裏切、反革命 一七九〇—九二年に於て舊制度は修正されはしたが、尙依然として勢力を持つてゐた。一七八九年、民衆の突然の爆發によつて齎された最初のパニックが過ぎ去るや、宮廷・貴族・金融貴族・僧侶等は、反革命の勢力を組織するため急遽團結した。彼等は自らの力の著しい増大を感じたので、進んで革命を殲滅し、現在失はれてゐる宮廷・貴族等の舊諸特權を奪回せんと志すに至つた。他方、ブルジョアにとつて重要な事は、財産の維持てふ一事であつた。彼等をして恐怖せしめたのは、民衆が財産の平等・土地の均分法を要求し始めたことである。民衆の最も忠實な代表者であつたマラーは「財産をして富者を離れて貧者に復歸せしめよ。」と叫んだ。ブルジョアは神聖不可侵の財産原理に民衆の手を觸れしめぬ爲、革命の抑壓、國王等との同盟の手段を擇び、民衆

の味方マラーに逮捕状を發した。

偕、王黨派の陰謀は、一七八九年末以來、就中ブイエの指揮下にあつた東部軍の士官の間にその活動を倍加してゐたが、一七九〇年八月、フランス東南部ヴィヴァレイの百八十五村落より選出された約二萬人の王黨代表者は、ジャレー平原に參集して、反革命的勢力の聯合を策し、其後各地に互つて王黨派の叛亂が勃發した。

かくて一七九一年六月、王黨派は國王ルイ十六世を、國外の安全地帯に逃亡せしめ、亡命者とドイツ軍隊とを統率せしめてパリに進撃せしめ、革命を粉碎せんとする陰謀を企らんだ。だが國王は脱走の途上、ヴァレンヌの民衆に發見せられ、監視付でパリに護送され、王黨派の陰謀は完全に水泡に歸した。此事件によつて、國民的統一のシンボルであつた國王の威望は全く失墜してしまつた。

だが國民議會は國王に對して甚だ、寛大な態度で臨んだ。彼等は國王の無冤を宣言し、廢位や共和制に反對し、國民衛兵によつて民衆の示威を蹴散らした。何故彼等はかくの如く反動化したか。それは、國王脱走の日以來再びパリ民衆の間に革命的な昂揚の徴候が

見え初め、それは——共和制、封建的負擔の廢止、無制限の自由、富者への課税、土地均分法等革命の一層の徹底を要求したが故に外ならぬ。ブルジョアジーは民衆の蜂起によつて、自己の財産が危殆に瀕することを、何よりも一番に恐怖したのであつた。ブルジョアジーは私有一般の不可侵を守るためには王黨派との妥協をも辭さなかつたのである。

宣戰布告 フランス革命は、ヨーロッパのブルジョアインテリゲンチヤには狂喜を以て迎へられた。だがヨーロッパの專制諸國はいたく革命の傳播を怖れ、フランス宮廷の反革命的陰謀を支持し舊制度の復活を望んだ。ブルジョア、貴族的國家イギリスさへも、立憲的フランスに對しては何ら干渉をなさなかつたが、フランスの民主々義的共和國化には斷じて黙認を與へようとはしなかつた。ルイ十六世の皇后マリー・アントアネットを議長とする「オーストリー委員會」は、外國の宮廷に通じて、フランスへの國外からの干渉を督促した。

革命に對する諸外國の干渉の危機は迫りつつあつた。王は來るべき對外戰爭によつて革命を危地に墜れ、再び舊諸特權を奪回しようとし、他方、ブルジョアジーはこれによつて

革命的民衆の機鋒を外に轉じようとして夫々宣戰を主張した。

一七九二年四月十九日干渉の前衛たるプロシア軍はフランス國內に侵入した。つひに「立法議會」はプロシア、オーストリアに對して宣戰を布告した。開戰の結果フランス軍は至る所で敗戦した。多くの王黨の士官は怠業し、軍紀は紊亂を極め、反革命家達は自國軍隊の敗北を手を拍つて喜んだ。王は首都防衛のために各縣で集められた二萬の國民軍のために、パリに營舎を設けようとする立法議會の要求に對して同意を與へようとしなかつた。

一七九二年、夏、外敵の侵入と相應じて、ヴァンデー地方では王黨派が農民を使喚して蜂起した。

立法議會は「祖國は危険にあり。」と宣言し、各都市の自治體に向つて全市民の武装を許容した。内外の敵を受けたブルジョアジーは、舊制度の復活に脅やかされ今や此舉に出づるの外なかつたのである。

國王の裏切り、亡命者のスパイ的行動、敵の將軍の最後通牒、王黨派の内亂は革命を防衛せんとする大衆の嵐の様な忿懣を呼び起した。かくて新しい昂揚が始まつた。パリイでは四十八區のうち四十一區までが、國民を裏切る王の廢位を要求した。

一七九二年の八月九日の夜から十日夜にかけて革命が開始された。

一七九二年八月十日 ジャコバン派に指導されたパリーの小ブルジョア及びプロレタリアートは、警鐘の亂打と共に雲霞の如く市の中央部に乗り出し、市自治機關を占領し、ブルジョアの指導者を逐ひ出し、自らを革命コムミュンなりと宣言した。

八月十日の朝、叛亂せる民衆の大群はチュイルリー宮に突入し、スウィツル傭兵と暫時射撃を交換した後、王宮を占領した。ルイ十六世はその家族と共に遁れて立法議會に身を匿したが、「裏切だ！ 國王を倒せ！ オーストリー女を倒せ！」の叫びは忽にして全市にひろがつた。

國王を救助しようとするジロンド派の企圖は、民衆の示威によつて無駄となり、遂にルイ十六世とその一家はタンブルの塔に幽置された。立法議會は、今は外からの民衆の壓力に餘儀なくされて、遂に八月十一日には、革命を一步前進せしめる様な若干の法令を發布せざるを得なかつた。これらの法令に於て

- 1 憲法に對して宣誓しない僧侶の追放と亡命者の土地の差押へが宣された。
- 2 受動的市民（貧民）と能動的市民（財産家）との間の一切の區別が廢され、凡ての市民は二十一歳にして選舉權を有し、二十五歳にして被選舉權を有する事となつた。
- 3 封建的負擔の不拂の故を以て係争中であつた一切の訴訟は中止され、本來土地讓渡に對する代償ではない一切の種類の封建的並びに領主的權利は、無賠償で撤廢された。かくて、王制は事實上廢止され、新しい選舉法によつて新議會——國民協議會が召集された。ジロンド派を構成員とする臨時政府がつくられ、ダントンが法相としてこれに加へられた。

臨時政府、國民協議會と並行して、一の新權力パリーのコムミュンが約二年の間、革命

防禦のために存在して盛にイニシアティブを發揮した。

國民協議會 (La Convention Nationale) 國民協議會は一七九二年の九月二十一日、
チュイルリーに開會された。

國民協議會には、それぞれ性質を異にする三つの黨がその代表者を送つた。ジロンド黨、
山嶽黨^{モンターニュ}、穩和黨 (平原黨又は沼澤黨と呼ばれた。) これである。

協議會七百四十五の議席の中、百六十五人は議場の右翼に椅子を占めるジロンド派であり、ブリッソ、ヴェルニオ、コンドルセー、イナル、ペチオン等の指導者が參加した。左翼の椅子を占めたのは山嶽黨^{モンターニュ}であり、ジャコバン派 (その指導者には、ロベスピエール、サン・ジュスト、クートン等) 及びコルドリエ派 (その指導者にはダントン、マラー) の人々が席を占めた。

ジロンド派と山嶽黨の中間の低部に席を占めたのは、一定の政治綱領を持たない代議士群 (沼から來たひきがへるの嘲稱を得た。) であり、彼等は常に左右の間を動搖しより強力なグループの方に引かれた。

國民協議會は開會第一日目の會議に於て、王制廢止を宣言し、翌日、第二の布令を發して、今日より一切の公文書は、革命第一年の日附を附せらるべき事を命令した。

ジロンド派とジャコバン派 一七九二年十月より一七九三年五月三十一日——六月二日に至る期間の國民協議會の歴史は、商工業ブルジョアジの黨——ジロンド派と、小ブルジョアジの黨——ジャコバン派の鬭争の歴史である。前者は國民協議會に於て優勢であつたが、後者はパリーのコムミュン及びその市區に於て強大であつた。

兩派の衝突は、最初國王の裁判をめぐるつて激化した。

ジロンド派は、叛逆罪に問はれてゐたルイ十六世を辯護し、其判決を阻止するために全力を盡した。彼等は國王の裁判を八十三縣の代表者によつて構成さるべき特別法廷に引渡さうとした。ジャコバン派はパリーコムミュンの意見に従つて國民協議會自身の法廷に引渡すことを主張した。更にジロンド派は、ルイ十六世の處刑がヨーロッパに悪影響を及ぼし、反フランス聯合に拍車をかけるであらうと泣言を並べた。又、處刑即行派たる山嶽黨の中傷攻撃を始め、凡ゆる手段で國王の裁判を延引した。だが國民協議會は民衆の革命的

な氣分に壓迫されて遂に一七九二年十二月三日に至り、國王の裁判開始を決定し、十二月十一日より訊問を開始した。

翌九十三年一月十五日の協議會の指名投票に於て、遂に國王の處刑は可決され（七百二十一人中、死刑主張者三百八十七人）、同月二十一日ルイ十六世はギロチンの露と消えた。ジャコバン派とジロンド派は、農民問題に於ても對立した。ジャコバン派は、農民大衆の切なる要望である三一法（一六六九年の勅令、共有地沒收の惡法。）の無効を宣言し、領主に對して彼が過去に於て農民より收奪した一切の共有地（牧場、草原、沼地、森林等）を無償で返還せしめることを主張したが、ジロンド派は、封建的地主の所有權を尊重して此政策に反對した。

更に兩派は、食糧問題に就ても衝突した。

一七九二——九三年の冬期に、フランスは困難な經濟恐慌に遭遇した。

戦争による輸入原料の不足、工業の沈滞、戦争による播種面積の縮少——穀物の減少、交戦諸國との商業の中絶等々の原因によつて、諸商品、就中最必需品たる穀物が騰貴し、

一七九三年二月、パリには食糧騒動が勃發した。飢ゑた民衆は、穀物を隠匿する投機業者を襲撃した。ジャック・ルウを主腦とするジャコバン左翼は、マラーの支持を得て、不正商人に投機業者の處罰を要求した。ジロンド派はマラーを血に飢ゑた怪物だと中傷し、「パリ市民に與ふる書」を公表し、諸君の財産は脅威されてゐる、山嶽黨は、所有者と非所有者との鬭争を挑發する騒動屋だ。と訴へた。

第六節 小ブルジョアジの××的獨裁時代（一七九三——九四）

一七九三年五月三十一日——六月二日 ジャコバン派は、各地方の支部に向つて、國民議會内に反革命が起つてゐる。起ち上つて革命の敵を打倒せよ、と訴へた。パリーの民衆は、國民議會からジロンド派を一掃する事を要求した。一七九二年五月三十一日、武装した民衆が國民議會に現はれ、ジロンド派議員の除名と逮捕を要求した。六月二日、再び十萬にも餘る武装民衆は議會を包圍した。遂に國民協議會は三十一人のジロンド派議員を除名した。

國民協議會コンツェントから放逐されたジロンド派の代議員達は地方に走つて、その地で一揆の旗を擧げた。(ヴァンデーの農民蜂起)工業都市(リヨン、マルセイユ、ボルド)に於いても、ジャコバン派及びバリーのコムミュンに對する反對運動が起つた。

五月三十一日——六月二日の革命は、國民協議會における大ブルジョアジの勢力を一掃し、ジャコバン派小ブルジョアジの××的獨裁を打樹てた。

一七九三年のジャコバン憲法 ジャコバン派の獨裁期に於ける國民協議會コンツェントの基本的行爲の一は、新憲法の採用(一七九三年六月十一日——二十四日)である。

新憲法は主權的人民を以て、最高の社會的裁判官なりとし、憲法及び一般の立法に就ても、議會の議決の後、國民投票レフエンダムによつて決定されることを必要とした。選舉權は擴大され(廿一歳以上の男子の普通選舉、直接選舉制。)執行權は廿四人からなる合議體に與へられ、政府に對する議會の統制力は一層全きをうる筈であつた。軍隊の統帥權も亦、ひとしく議會の完全な統制下におかれた。同憲法はまた、軍隊内の鞭の規則の廢止、自治體の集會による自治體役員の公選、國民の武裝を決定し、自由のために戰つて故國を追はれた外國人

に對する逃避の權利を保證した。

ジャコバン憲法は、ブルジョアデモクラシーの最大限の實現を以てその精神とした。

ジャコバン派の農業改革 ジャコバン派の農業改革は、農民の久しき要望であつた二つの問題を、フランス農民大衆の期待と要求に沿うて解決した。

國民協議會コンツェントは、一七九三年七月十七日の法令を以て、「あらゆる舊領地的諸義務、封建的、徵稅的諸權利は、恒常的たると一時的たるとを問はず、又昨年八月二十五日法令によつて保存されたるものを除外せず、盡く無償にて撤廢せらる。」と宣言し、今までの諸議會と異り、封建的諸義務を無償にて、徹底的に廢止した。

更に、一七九三年六月十日の法令は、共有地を農民へ還付することを決定した。曰く「全共和國を通じて種々なる名稱の下に呼ばれてゐる一切の共有地は例外なく——荒蕪地及び休耕地、牧地、荒地、草原、沼地等々、その他如何なる名稱のものであれ——、その性質上住民若しくは町村共同體の成員若しくはそのセクションの所有に歸す。」「一六六九年の狩獵、森林、水路の管理に關する勅令第二十五條第四項及び、それ以後古來の町村の

權利及び慣習を破つて、領主の領地内の薪炭及び森林の三分の一選分け、分割、若しくは部分的分配を許容せる一切の勅令、命令、閣令・特許状……従つて又一切の判決及び既定事實は無効たるべく、此點に於て全然なきものと同然なり。」國民協議會はこれらの發令と共に聲明して曰く、議會は農業に於いて形成された資本主義的諸關係を侵害するものではない、議會はこれらの諸關係を確認し、確立し、發展さすものであると。

かくてジャコバン派の農業改革の内容は、舊制度の遺物を最も徹底的に根絶し、以て資本主義のために道の清掃を行つたことであつた。

革命と文化 ジャコバン派の獨裁時代は、又文化的昂揚の時期であつた。

議會は、國民教育の問題を重要視し、始めて三段階制の教育方法、即ち小學校（吾國の初等並びに中等學校を含む）中學校（吾が國の高等學校）及び専門學校（特殊教育を目的とする學校）による教育制を確立した。

嘗ては特權身分の獨占であつた圖書館、讀書室、博物館は民衆に向つて解放された。

議會は、フランスの學者達によつて作られたメートル制度を採用して、度量衡を統一し、

キリスト教の傳統を排した新しい革命曆を採用した。教會の祭日に代つて、革命の祭日——バスターユの占領、聯邦の祭日、王制没落の日が祝はれた。

一七九三年九月には、議員フーシェや、シヨームット等によつて、すべての「迷信的な、偽善的な禮拜に對する」宣戰が布告され、偶像の破壊と「道理の禮拜」を唱道する反キリスト教運動が起つた。

革命は己れの藝術を作り出した。劇場は此時代にあつては、迷信に對する憎惡、舊特權に對する嘲笑と自由に對する愛を市民の中に吹きこむ宣傳機關として大衆化した。

舊制度との戦ひはヒロイズムを要求した。當時の文學や美術は此要求に應じて創作され、革命的市民の志氣を鼓舞した。例へばルージエ・デ・リル作の革命の頌歌「ラ・マルセイエイズ」や、畫家ルイ・ダヴィッドの畫いた古代ローマの英雄達の繪畫の如き、まさにこの時代の藝術を貫いた革命的ヒロイズムの表現といへよう。

ジャコバン派の内部闘争 一七九四年夏になつて、革命軍は國外の敵を撃退し、ジロンド黨派の區域に於ける内亂を完全に鎮壓した。だが社會問題は依然として解決されず、飢

餓は止まなかつた。そして今度はジャコバン主義者の同盟の隊列中で個々のグループ間の闘争が始まつた。

1 右翼——ダントン派

ジャコバン派は三つの分派（フラクシオン）に分裂した。右翼の首領はダントンであつた。彼はあらゆる投機事業及び商業取引によつて金持になつた新ブルジョアジーの利益を代表してゐた。ダントン派の周囲には次第にフランスの反革命派が集つて來た。

ダントン派は、私有財産の斷乎たる味方であり、國民協議會に向つて所有權の破棄に對して死刑を制定すべきことを提議した。ダントン派は新ブルジョアジーの擁護者として、投機事業法、最高價格法徵發法の破棄のために凡ゆる策動を行つた。ダントンは、パリー・コンミュンの民衆的政策に敵意を持ち、革命的支配秩序を廢し、外國と平和を結び、反革命家に對する特赦を主張し、反動派の嵐の様な人氣と支持を克ち得た。

2 中央派——ロベスピエール派

ロベスピエール及びその友人サン・ジユスト、クートン等のグループは、都市及び農村

の小ブルジョア層を代表した。

ロベスピエールはエーベール派の反宗教運動には反對であり、既成宗教には反對したが、民衆に宗教を興へて之をブルジョア支配のために利用する事には反對でなかつた。従つて憲法に對し誓約をしない僧侶の追窮には賛成したが、僧侶全體の迫害には反對した。

ロベスピエールは經濟的平等の斷乎たる反對者で、農業法（土地の平均再分配）の主張者を壓迫した。

だが、ロベスピエールは、裏切者王黨派、ジロンド派の反革命的隱謀に對しても徹底的彈壓を主張した。

ロベスピエールは極端な政策を避け右翼——ダントン一派と左翼——エーベール一派の中間を進まうとした。

3 左翼——エーベール派

ロベスピエールの政策に反對したジャコバン派の左翼は、エーベール・シヨメット及びクロイツを首領とするグループを作つた。これらの左翼は、パリーの城外市民や都市の職

人、小工場の所有者、勤勞者の最貧層を代表するものであつた。

フランス革命の發展過程に於て最も解決し難い問題は經濟的不平等——貧富の問題であつた。革命は身分的不平等を掃滅した。だが、所有者階級對非所有者階級の社會的不平等の問題に就ては、私有一般の「不可侵」の原則を宣言してブルジョア革命としての限界を明確にした。フランスの勤勞階級は、ブルジョア革命の卒伍として、舊制度の廢止、人權の勝利のために最も忠實に「革命」を防衛して來た。その限りに於てブルジョアと勤勞階級は協力一致して特權身分と戦つた。だが「此の相異なる諸階級の結合は……共同の敵に對して勝利を得るや否や、その勝利者自身が相異なる陣營に分裂し、互に武器を交へるに至る。」（エンゲルス）のは凡ての革命の運命である。もはやブルジョア革命ではなく新しい社會革命によつて、ブルジョアを脅かしつつあつた「過激共和主義者」エーペールチスト一派は、今やブルジョアの盟友としての存在からその反對物——恐るべき「私有」の敵にと變じつつあつた。

だが、彼らはまだ一定の社會綱領を持たなかつた。失業者の救濟、投機業者に對する徹

底的テロル、大企業の國有、累進税、宗教反對運動等に於て彼らは、ダントン派及びロベスピエール派と對立したが、原則的には尙國民協議會コンヴェンションを支持してゐたのだ。

ジャコバン派の没落とテルミドールの反動 ジャコバン派の内部に於ては、大體右に陳べた様な夫々の地盤を異にするグループが、相抗争した。

ジャコバン派は一般的に言へば、小財産の味方であつた。だから徹底的な社會革命（經濟的不平等の廢止）のために闘ふことはその本來の性質上不可能であつた。

かくて今までジャコバンの最も戰闘的な部隊として、支持を與へて來た都市勤勞住民がジャコバン派から離反して行つた。

ジャコバン派の最も有力なグループ——中央派（ロベスピエール）は、右翼のダントン派と提携して、民衆派（左翼）のエーペールチストを「私有」の敵として彈壓した。エーペール派は勤勞層を叛亂せしめようとしたが、彼らは獨自に行動を起すには餘りに力が弱く且つ組織されて居なかつたので失敗に了り、一七九四年三月、遂にエーペール一派は捕縛されて死刑に處せられた、更に中央派は、反革命の反右翼ダントン一派にも彈壓を下し、

同年四月にはダントンをギロチンに上げた。かくて中央派は、新ブルジョア（右翼）及び都市の勤勞層（左翼）の何れからも益々支持を失つて孤立化し、最後に國民協議會内の沼澤派及びダントン派エーベル派の殘留分子等によつて、暴君の名の下に、ロベスピエール一派がギロチンに送られた。（一七九四年七月二十八日）テルミドル（熱月）九日事件といはれるのがそれである。

第七節 ブルジョア反動の時代（一七九四年——九九年）

ロベスピエールの處刑後、沼澤派による白色テロルが続いた。間もなく王黨派は釋放され、ジャコバンクラブは閉鎖され、ジロンド派は議會へ復歸した。議會は、最高價格法と徵發權とを撤廢し、財産の利益を人民の利益の上位に置いた。

共和國第三年の憲法 パリーの場末町の飢ゑた勞働者大衆は、ジャコバン派を先頭に立てて「パンと一七九三年の憲法！」を要求して自然發生的に蜂起した。併し乍らこの試みは忽ち國民衛兵によつて鎮壓され、再び白色テロルはフランスの全都市に荒れ狂つた。

國民協議會は、共和國第三年の憲法の名を得てゐる新憲法を制定した。新憲法は、普通選舉權を撤廢し、選舉人の範圍を財産資格によつて制限し、立法權を元老院と五百人議會の二つに屬せしめた。執行權は五人の執政官に引渡され、執政官は各大臣や、軍隊の指揮官の任免權、外交を處理する權利を有した。第三年の憲法は大ブルジョア階級の政治支配を保證した。

グラックス・バプーフの平等會 ブルジョア革命の混亂の中で、この土臺の上に純粹な社會主義的原理に従つて社會秩序を改造しようとする試みが發生した。この運動の指導者はフランソア・ノエル・グラックス・バプーフ（一七六〇——一七九七）であつた。これより前、彼は農村を巡歴し乍ら社會的不公平の源泉は土地關係の不平等にあるといふ主張を説き歩いてゐた。彼は一七九二——九三年には土地の平等的な分配を主張する「農業法」の味方であつた。

彼は新聞「護民官」を發行し辛辣な論文とテルミドル派に對する攻撃のために筆禍を得て捕縛されたが、其後釋放され（一七九五年の末）尙盛に文書による活動を續けてゐた。

彼はブオナロッチ、グルテー其他の同志と共に「平等會」を組織し、叛亂の計畫（平等派の陰謀）をたてたが、一七九六年五月に捕はれ、死刑となつた。

バブーフのイデオロギーは、禁欲主義と聚團的所有を理想とし、一切の近代的設備を呪ふ貧民一般のイデオロギーであつて、決して階級としてのプロレタリアートのイデオロギーではなかつた。だからこそマルクスとエンゲルスは「マニフェスト」の中で、このイデオロギーは本質に於ては反動的であつたと叙べてゐる。

だが、バブーフが既に「ブルジョア革命」の限界を超えて、無産者階級の独自の行動に移らうとした點は、ドイツ農民戦争に於けるトマス・ミュンツェル派や、イギリス大革命に於ける水平黨（Levellers）と共に、近代プロレタリアートの先驅を爲したものとはいへよう。

ナポレオンの軍事獨裁の樹立迄 以上述べ了つた如く、フランスのブルジョアジーは、小ブル的急進派ジャコバンクラブを掃滅し、私有財産制の恐るべき敵バブーフ一派を完全に終熄せしめて完全な行動の自由を回復し、五執政官制（ディレトウル）を通じてブルジ

ョアジーの直接的政治支配を行つた。

だがブルジョアジーは彼らの工業、商業及び交通手段を發展させるのと同じ程度にプロレタリアートを作り出し、新しき階級の對立（過去に於ける特權身分對第三身分の對立ではない、生産機關の占有者と勞働力を賣る以外に生活の道を持たぬ近代プロレタリアートの對立）を生み出した。

ブルジョアジーは、今、打倒した許りの舊特權者の反革命陰謀と、新しく登場して來たプロレタリアートの抵抗の成長とに交々脅威されて、自己の直接支配を維持することに彌々困難を感じ、他の凡ての階級から孤立化しその支持を失つて行つた。

五執政官制の時代は、一方凄じい對外戦争の時代であつた、革命の苦難時代に鍛へられ、近代的軍事技術と近代的兵制に移行したフランス軍は至る所で、ヨーロッパの封建的傭兵を撃破して快勝した。ベルギー、オランダを略し、ジェノアの海岸とラインの左岸を占領し、サボイ及びニースを收め、フランス軍は破竹の勢で全歐を席捲した。當時フランス國民の人氣の焦點となつたのは常勝將軍ナポレオン・ボナハルトであつた。

一七九九年、革命暦のブリュメール十八日、ナポレオンは彼に信服する軍隊によつて、兩院及び執政官を追ひ拂ひ、全權を自分の手に收めて軍事獨裁を樹立した。

ブルジョアジーはこの民衆に人氣ある常勝將軍の私的獨裁を支持することによつて、己れの不人氣な直接支配に於けるよりも、より有効に自階級の利益の實現を計つた。ボナパルトの獨裁は、かくの如きフランスのブルジョアジーと、保守的な小農民層を地盤として維持された。

フランス革命の世界史的意義 フランス革命は、單なるフランス國民の革命でなく、それは全ヨーロッパの封建制度に對する新興ブルジョアジーの、新政治組織の宣言であつた。それは「封建的所有に對する市民的所有の、地方分權主義に對する國民主義の、ツンフトに對する競争の、采邑の相續に對する采邑の分割の、土地を通じてなされる所有者の支配に對する土地所有者の、迷信に對する啓蒙の、家名に對する家族の、英雄的遊惰に對する産業の、中世的特權に對する市民的權利の」(マルクス) 勝利であつた。

新興ブルジョアジー(平等請求權の歴史的擔當者)が掲げた自由・平等のスローガンは、それが照應する資本制生産様式の普遍化國際化と相應じて、たちまちの間に全ヨーロッパを席卷し、世界資本主義のアジア東漸と共に、東洋諸國の專制主義をさへ揺り動かした。されば一七八九年のフランス大革命こそは、舊封建制度に對するブルジョア社會の、世界史的礎石を置いたものであつた。

第四章 ロシア

第一節 近世ロシアにおける農奴制

十八世紀におけるロシア社會の階級構成 ロシアにおける自然的環境と人口密度の稀薄とは、國家の經濟狀態を著しく遲滯ならしめたが、隣接諸國の不斷の侵略は、ロシア政府を刺戟し、國防と軍備への急務を呼び醒まし、優秀なる技術と豊富なる財源との必要を痛感せしめた。これを契機として國內産業の開発と奨励と外債の募集により經濟的發展を跡づけたが、十七世紀——十八世紀のペートル大帝時代を経て、十八世紀のカタリナ女帝の時代に至つても、農奴制的ロシアは經濟的にはまだ可成りに立ち遅れてゐた。十九世紀五十年代に經濟的最強國であるイギリス、及びフランスを敵としてクリム戰爭を戦つてからは、著しく經濟的發展を見、六十年代には、不徹底ではあつたが封建制度の支柱たる農奴

の解放が行はれた。そこには近代資本主義の發達の過程が密接不離の關係に在るもので、ロシア近世社會史はここを樞軸として展開してきたのである。

十八世紀におけるロシアは典型的な農業國であり、人民の大多數は農民であり、彼らは自ら耕す土地に縛りつけられた自由の無き謂ゆる農奴であつた。ペートル大帝（一六八九—一七二五年）の支配した十八世紀の初期における社會組織は、次の如き三個の基礎的階級によつて特徴づけられてゐた。

一、奉仕者、土地を領有し、文武官として國務に服する地主階級

二、商工業者

三、農民、地主の土地、國有地、御料地に隸屬する農奴

この三個の基礎的階級の外に、猶第四の階級として僧侶を加へることが出来る。更にこの外に次の如き社會的集團が存在してゐた。

(1) 農業奴隸 *Kholop* が之に當る、永久的のものと一時的のものとが有る。

(2) 家内奴隸、地主の家の奴隸である。

(3) 浮浪民、奴隸より解放されたもの、浪費のため莊園を離れたもの、職業を有せざるもの、乞食を職とするもの等を含む。

(4) 寺院の召使たる男女、男女ともに奴隸。

(5) 僧侶の子、*Tsitkovnye* と呼ばれるもので、僧侶の數多き子のなかより出た貧民である（佐野學氏「露西亞經濟史」一三〇頁—一三二頁）。

ペートル大帝の人口調査（軍備と徴税）と農奴政策 ペートル大帝は一七一八年に人口調査に着手したが、その目的は第一に軍隊の擴張、第二は主として軍事費の財源としての徴税の爲めである。ペートルは此の目的を完全に果すことを得ずして死亡したが人口調査と徴税——人頭税とはロシア政府の根本的方針として實施せられた。徴税期間に於ける村落は戦々競々たる状態を呈し、武装して徴税官は搜索と處刑とを以て威嚇し、違反者に對しては財産の沒收より死刑に至る刑罰を課すべきことを宣せられた。

この人頭税の制度は經濟的發達の拍車となつた。従來は土地の廣さを標準とする地租制度であつたから、地主も農民も其の耕地を擴大して、過重なる租税を更に過重ならしめる

が如きことを避けてゐたが、同額の人頭税を負担することになつたため、彼等は努力して土地に労働を加へねばならなくなつた。十八世紀のロシア農業は斯くて進歩を跡づけることが出来たが、農民は苦惱と貧困を脱することは出来なかつた。ペートルは最初、人口調査の範囲を地主の土地に労働する農奴に限らうとしたが、更に範囲を國有地、御料地、下級士族、租税を負担する商工業者にまで擴大し、且つ奴隸、遊民、寺院の婢僕、僧侶の子といふが如き基礎的階級以外の社會集團にまで及ぼし、無益なる社會集團を撲滅し、これ等を強制的に兵士として徴發するか、或は人頭税を負担する階級の間に編入した。人頭税は社會の階級的編成を省略し、本來の奴隸や奴隸的社會群は、國有地農奴若しくは地主農奴の何れかに押入れられてしまつた。かくて農奴の社會的地位は本來の奴隸の地位に落ち、本來の奴隸は新しく租税を負担することになり、地主農奴より自由であつた國有地農奴も全く隷屬的のものとなつた。

ペートルの農奴政策は更らに、(一) 農奴の軍隊への強制的徴收(二) 農奴に賦役を命じ、馬車や馬を提供せしめ、都市、橋梁、道路の建設に酷使した。一七〇八年には四萬人、

同九年にも四萬人、一七一二年には四萬人、一七一四年に三萬四千人合計二十萬人の農奴が全國より徴收され、過激の労働と慘毒なる沼氣のために死亡するもの十萬人に達したと云はれる。今のレーニングラードは農奴の血と骨との上に立てる都會でマルトフが「深夜ペテルブルグの大廣場に立つものは今も地底より農奴の咽び泣くを聞くであらう」と言つたと云ふ(佐野氏前掲書、一三八頁)。(三) 更に農奴を一家族として賣買することを許し、(四) 工業の發達に伴ひ國有地の農奴を拉し來つて工場労働者とした。また(五) 個人組織にて工場を設立する工業家は農奴を購買する特權を與へられた。しかも農奴は國家財政の大なる支持者であつて、一七四〇年には人頭税を納付する農奴の數は四百九十萬人で、全擔稅者の七割三分に當り、其の額は三、四二五、〇〇〇留に達してゐた(マヴォル「ロシア經濟史」、一卷、一七九頁)。かくて十八世紀封建ロシアは農奴を支柱としてその上に立つてゐたと言へるのである。

十八世紀中葉における農奴の地方的分布を見るに、北露地方及び北東露地方は國有地農奴を主とし、其の他に多少の皇室及寺院の農奴が有る。南露方面の大部分は地主農奴であ

りブスカウ州に多少の寺院農奴が居た。スモレンスクにては都市の商人の所有する農奴が有り、ツエル州には帝室や寺院に隷屬する農奴が居た。モスコウ州には職業的農奴（工場に勞働するもの）が居り、直接に皇帝に隷屬する農奴もゐた。ヴォルガとウラルとの間には鐵鑛の採掘や木材の伐出に農奴が使用されてゐた。十八世紀におけるロシア全人口と農奴の數を比較してみると次の如くである。

ロシア全人口の増加表（プロツクハウス・エフロン百科辭典第五十四卷、七五頁）。

年次	人口數
一七二二	一四・〇〇〇・〇〇〇
一七四二	一六・〇〇〇・〇〇〇
一七六二	一九・〇〇〇・〇〇〇
一七八二	二八・〇〇〇・〇〇〇
一七九六	三六・〇〇〇・〇〇〇
一八一二	四一・〇〇〇・〇〇〇
一八一五	四五・〇〇〇・〇〇〇
一八三五	六〇・〇〇〇・〇〇〇

一八五一 六九・〇〇〇・〇〇〇
 一八五八 七四・〇〇〇・〇〇〇
 一八九七 一二九・〇〇〇・〇〇〇

而して一七六二年—一七六六年の第三回人口調査における農奴成年男子は次の如くである（マゾオル、前掲書、一九二頁）。

農奴種別	寺領農奴を國有地農奴に編入する以前		寺領農奴を國有地農奴に編入せる以後	
	數	%	數	%
國有地農奴	一、八一五、〇五一	二五・四	二、八〇六、八一二	三九・二
寺領農奴	九九一、七六一	一三・八	—	—
御料地農奴	四九四、三五八	六・九	四九四、三五八	六・九
工業農奴	四七、六四七	〇・七	四七、六四七	〇・七
地主農奴	三、八〇五、〇七三	五三・二	三、八〇五、〇七三	五三・二
計	七、一五三、八九〇	一〇〇・〇〇	七、一五三、八九〇	一〇〇・〇〇

この表によれば地主農奴が最も多く、全體の五割三分に當り、國有地農奴はこれに次ぎ三割九分を占める。右の全數七、一五三、八九〇人を有婚者と見積るときは約一千四百三十萬人の男女の農奴が居つた譯である。一七六二年における人口調査（前表）によれば當時の人口は約一千九百萬人であるから、農奴は全人口の九分の七を占めてゐたことになる。十八世紀のロシアが農奴制を基礎としてゐたことはこれによつても明かに知ることが出来るよう。

第二節 農奴制度の奴隸的性質

カタリナ二世の農奴迫害 一七二五年ペートル大帝の死後長い反動時代を經、一七六二年カタリナ二世即位し、國家的には侵略政策を採つて國の内外を揺り動かしたが、社會的には深刻なる階級闘争の波が荒れ狂つたのであつた。彼女は小ロシアを併合し、トルコよりクリミヤを奪ひ、ポーランドの自立の努力を妨げ、分割の主謀者となり、外交的辣腕を揮ふと共に内政的には獨裁君主となり、地主階級を擁護して貴族としての階級的優越を確

立し、全ロシアの九分の七を占むる農奴に對する恐るべき迫害者として暴威を逞うした。彼女は親王の時、「人類の中より奴隸を作るはキリスト教の信仰と正義とに反す」と公言したに拘らずその治下における農奴の社會的狀態は悽慘そのものであつた。

(1) カタリナ二世の初期における地主は農奴を無制限に賣買する權利を與へられた。即ち一家族の儘にて賣るも、一人々々を切離して賣るも地主の隨意であつた。また必ず土地付きでなくてもよいとされた。この時代の新聞廣告に「賣物あり、犬一匹、古馬車一臺、農奴の娘五名、内二名美人」といふのが有つたと云はれてゐる。農奴は市場に持ち出されて賣られた。

(2) 地主は農奴をシベリヤに流刑に處し得る權利を與へられた。

(3) 一七六五年の勅令により、地主は農奴に如何なる困難の勞働をも命じ得べく、其の好むと否とに拘らず如何なる場合にても勞働せしめ得ると定められた。

(4) カタリナ二世は農奴が地主を訴ふことを嚴禁した。従つて農奴は全然地主に隸屬せしめられ、此の禁を犯して政府に嘆願したものは嚴罰に處せられた。カタリナ二世は

地主が農奴を残酷に取扱ふ事を禁じてはゐたが、彼女の治世中地主の罰せられたものは僅かに六人に過ぎなかつた。

(5) カタリナ二世は小ロシアを併合すると同時に、同地方に未だ存在せざりし農奴制度を実施した。

(6) 農奴の用益税が高められて十留に達するものがあり、賦役は一週五日平均であるが中には一年中何等の休日と興へられなかつたものもあつた。

(7) 農奴は地主の命令が如何に國法に違反してゐても之に服従せねばならぬこととなつた。そして農奴間の争議はすべて地主が裁決した。

(8) 農奴は地主の許可なくして結婚することは出来なかつた。しかも地主は自己の欲するが如くに男女を結婚せしめることが出来た。如何なる不釣合の夫婦を作るも地主の勝手自由であつた。また地主は農奴の處女の貞操を甚だ平氣で弄んだ。都會に住む地主は年に一回領地を巡回して農奴の娘を弄び、これを「巡回慰樂の旅」と名付けてゐた。

(9) 地主の農奴に對する賦役、個人的給付、貨幣的課徴は其の意の儘であつた。

(10) 農業上の農奴を家事上の奴隸とし、後者を前者に轉換せしめることも地主の自由であつた。

(11) 農奴は土地を取得することは出来ない。

(12) 農奴の私有物は地主の前には何等の保護をされてゐない。そして農奴は法律上契約することは出来なかつた。

(13) 地主は死刑以外の如何なる刑罰をも農奴に課することが出来た。事實において農奴は犬の如くに撲殺された。(佐野氏上掲、一五〇頁—一五二頁)。

かくてカタリナ二世の時代において農奴の地位は何等改善されるところなく、却つて法律的にも、經濟的にも劣惡の状態に放置され、古代の奴隸と何等の差異を見ることが出来なかつたのである。

地主農奴・國有地農奴・御料地農奴 この中でも全農奴の五割三分二厘(前表)を占むる地主農奴は家畜にも等しい最も慘澹たる状態にあつた。彼等は用益税を貢納するために勞働する用益税農奴、純粹に勞働力のみを徴發さるる賦役農奴、地主の家事に働く家内農

奴に分れ、地主の生活上の勞働は全部これら農奴に轉稼されてゐたわけである。國有地農奴は「國土」と呼ばれたところの國有地に隸屬し、十八世紀には主として北方のヴォログダ、オロネツ、アルハンゲルス等に集中され、その數は全農奴の三割九分二厘、成年男子の數は一七四二年人口調査で五十五萬四千四百二十五人、一八六二年の人口調査には六十二萬七千二十七人の多數に上つてゐる。耕地も廣く經濟的負擔も地主農奴に比すれば軽く苦痛も少かつた。もとよりペートルもカタリナ二世も毫も農奴の地位の改善など考慮せず、ツーラやウラルの鐵鑛採掘に酷使し、海軍擴張のためにカザン其他の大森林より木材を伐り出させた。彼女は農奴迫害者として周知の女であるが、國有地農奴を勝手に地主農奴に變へる慘虐をも敢へてした。彼女は非常に多くの情夫を有してゐたが、之を捨つるに當つて國有地又は御料地の一部を農奴付きの儘にて下付するを常とした。しかも一情夫について約六千人宛の農奴を與へてゐたと謂はれ、その治世中國有地又は御料地農奴より地主農奴に變化させられた成年男子が約四十萬人に達した（佐野氏、前掲、一六八頁）。御料地は帝室の所有する御料地に隸屬する農奴であるが、純然たる農業勞働に従ひ、用益税を

納付し賦役の義務を有する農奴、魚や蜂蜜等の自然物を貢納し且つ納税の義務を有する農奴に分れる。第一回の人口調査（一七二二年）の時は成年男子數三十五萬七千三百二十八人であつたが次第に増し、第四回の調査（一七八二年）には五十九萬七千二百三十八人となり、一八六一年の農奴解放の時には九百萬餘の多數であつた。十八世紀の三十年代より御料地農奴の經濟生活はますます劣惡の度を増し屢々嘆願書を政府に提出して其の改善を乞うたがカタリナ二世は毫も顧みるところが無かつた。

ロシアにおける農奴の慘狀——あくことなき勞働力の搾取と極端なる虐待と頽廢的なる慘忍さ——は言語に絶し筆紙に盡し難いものがあつた。サルチコフなる女地主は殘虐なる地主として多くの著書に掲げられてゐる有名な惡地主であるが、彼女は燒火箸にて女農奴の乳を焼き、或は強制的に男女の農奴を相姦せしめて見物し、或は農奴と動物とを姦せしめて喜び、或は農奴をして農奴を鞭打たしめるのを見物しつつ食事をするなどといふ惡虐の限りをつくし、殺されたる農奴は七十五人に及んだと言はれてゐる。堪へ兼ねた農奴は禁を犯して二十一度も政府に直訴し、漸く調査が着手されたが裁判所は此の女地主を精神

病と宣告して座敷牢に監禁することのみに止めたと云ふ。またエヒモフなる地主は農奴の妻に命じて、その乳を以て二疋の獵犬を育てさせたので、其の夫が怒つて獵犬を殺したところ、地主は夫婦を捕へて裸體として火中を歩るかshめて之を殺した。母の集め方が悪いとして一時に八十人の農奴を笞刑に處した女地主があり、地主の子を戀したために殺された農奴があり、或地主は便所より逃走した農奴を捕へて便所に逆さまに突き入れて殺し、或る地主は人間が毛髪を食するとき如何なる結果を生ずるかといふ好奇心を満足させるために、農奴の少女に之を食はせて死に至らしめた。

十九世紀になつても、農奴は依然として地主に絶對的隷屬の有様であり、その慘狀に毫も變りはなかつた。農奴は地主を訴ふる権利はなく、財貨の如く賣買され、しかも自ら財産所有の権利はなく、地主の承諾なくして結婚することが出来ず、地主の如何なる刑罰にも服さざるを得なかつた。十九世紀中葉における農奴の慘狀の二三を挙げれば、サラトフ州の一地主クツキン大佐なるものは、農奴の金錢、妻娘を奪ひ、自領の農奴を半乞食としたので、農奴は嘆願したが無効であつた。ルパンチンなる地主は、農奴の娘を姦し數人を

死に至らしめ、エフシユコアなる地主は農奴の娘を虐待することが常習であつたが、逃亡すると、其の母親を笞刑に處した。カルツエフなる地主は投身して自殺せんとした農奴を捕へて臺所に五ヶ年縛り付けて置いた。等々枚擧に遑ない。

農奴の慘狀は遂に堪へ難きものとなつて屢々反亂を惹起せしむるに至つたが、農奴制度の危機は單に農奴の反亂のみでなく、農奴經濟の生産力が、十八世紀末より次第に發達した穀物輸出貿易の需要に應ずることが出来なくなつたことにも因る。即ち農奴經濟における強制労働が、自由労働に比して著しく不生産的であることが發見せられたのであるが、これについては、ロシアにおける資本主義の發達を考察しなければならぬ。

第三節 ステンカ・ラーデンとプガチョフの叛亂

農奴の叛亂 十七世紀後半におけるステンカ・ラーデンの大叛亂と十八世紀殊にカタリナ二世の治下におけるプガチョフの大叛亂は、虐待冷遇せられた農奴の不滿と苦惱の集中的な爆發であり、一八六一年の農奴解放への有力な一因を爲した先驅的な烽火であつた。

もちろん農奴の叛亂はこの二大叛亂に限つたわけではなく、遠く農奴制度の發生と共に漸次叛亂は惹起されつつあつたのである。農奴が其の苦痛より脱するためには、自殺、復讐、逃亡、叛亂といふ方法を採つた。農奴の投身や縊死する數は甚だ多かつた。放火の數は殆んど限り無く、地主の殺害された者も一八三七年より一八五五年までに二百人に及んでゐる。ドン、シベリヤ、カウカサス方面へ逃亡する農奴は甚だ多く、やがて浮浪人、盜賊、乞食として終る者も少くない。一八四〇年に浮浪人として投獄せられし者三萬六千二百人、一八五一年には三萬一千五百五十六人に上つてゐる。

ロシアにおける農奴の叛亂は他の諸國における農奴の叛亂に比して最も狂暴を極めたものである。これを三期に分つて觀るならば、第一期は農奴制度の初期である十七世紀の叛亂で、自由農民が農奴の地位に落さるることよりして反抗を試みた時代である。ステンカ・ラーヂンの叛亂はその典型である。第二期は十八世紀、カタリナ二世の治下に頻發した叛亂で、農奴がその虐遇に堪へ兼ねた餘り爆發したプガチョフの叛亂が典型的のものである。第三期は資本主義の萌芽を背景とした十九世紀前半における深刻な小叛亂で、これ

は一八六一年の農奴解放への必然の道と結びつく。一八二六年より一八五四年に至るニコラス一世の治下において、かかる叛亂の數は五五六回、一年平均十九回の多きに達し、其の範圍は殆んど全露に亘り、支配階級倒壊への革命的性質を帯びたものである。

ステンカ・ラーヂンの叛亂 第十六世紀後半より十七世紀前半において、國王・貴族・地主の封建的権力が増大し、自由農民は農奴化せんとした。これに對する反抗運動は各地に勃發したがラーヂンもこの不平分子を糾合して社會組織變革を企圖して南露ドン河の平原に據つた。ドン河は「自由の母」と呼ばれ、その廣大な平原は自由を欲求して逃亡し來つた農民が一大集團を成してゐた。一六六七年四月、ラーヂンはこの集團の指揮者として立つた。彼は二千人の部下と四雙の船に乗つてドン河を遡つてヴォルガ河に至り、航行する穀物商船隊、官有船、寺船を襲うて財物を奪ひ、或は護送せられる流刑人船を襲うて罪人を解放し、叛亂に参加せしめ、一七六〇年五月にモスコウ政府に宣戰して進撃した。途々莊園を焼き、地主を殺し、掠奪し、駐屯の軍隊を破り、アストラハンを占領して政府代表者四百五十人を處刑し、更にサラトフ、サマラを占領した。宣傳隊はモスコウにも潜入

し、櫓を掲げた。「抑もモスコウ帝國、ボヤール、士族の徒は我等の傭兵たりしものなるに、何時か我等を奴隸とせり。我は故なくして虐げらるる人民の爲めに立てり。我は王たるを欲せずして汝等の兄弟たらんと欲す。全露の土に咽び泣く人は悉く我が旗の下に集りて掠奪者を討て」と。

叛亂は全露に反響し、農奴の暴動は至る處に勃發し、モスコウに迫らんとして政府軍と衝突して大激戦が開かれた。ラーヂンは自ら陣頭に立つたが、一部將の裏切りによつて捕へられモスコウに護送された。彼は炭火の上に坐せられ、皮膚を剝がれて焼火箸にて焼かれ、笞打たれた後、一六七〇年六月六日手足四斷の酷刑に處せられて惨死した。彼の刑死した後、全露に蜂起した叛亂は慘酷に鎮壓せられり、やがて一六八九年ペートルの即位と共に農民は農奴の境遇に沈淪してしまつた。

ブガチョフの叛亂 ラーヂンの叛亂後、ブガチョフの叛亂までの百年間は農奴制度が強行され、ロシア社會の特征的組織として確立されたのである。ペートル大帝の治世にあつては地主階級は文武官として奉仕の義務があつたが、一七六二年二月ペートル三世の時、

勅令を以て地主の奉仕義務を皇帝より解放した。しかし農奴は地主に服従すべき旨の勅令が宣せられたのであつた。次でカタリナ二世即位に際しても農奴は同様の勅令によつて地主の虐遇を甘受せねばならなかつた。長年の要望たる農奴の解放は愚か、地位の改善も顧られず、五萬、十萬と農奴は屢々暴動を起したが軍隊によつて鎮壓せられてしまつた。

一七七三年九月十二日、ブガチョフは、同志百八十人と共に「土地と自由」の標語を掲げて、農奴制度の廢止と地主階級の全滅に向つて叛亂を起した。彼はラーヂンと同じくドン河々畔のコサツクの出身で、迫害と投獄と遁走と煽動の經歷を有する者で叛亂當時二十九歳であつた。忽にしてウラル地方の幾多の要塞を陥れ、占領地に自治制を許したので、農奴の來り投ずるもの甚だ多く、二週間に三千名の勢力となつた。ヴォルガ河流域、キリギス平原、ウラル鑛山は暴動の巻と化し、地主農奴、國有地農奴、家内農奴等續々と加り、討伐に向けられた政府の軍隊もブガチョフの味方となつたものが尠くなかつた。叛亂は政府の背後にさへ起つた。彼は一萬五千の軍隊、八十六門の大砲を以てオレンブルグを圍み、自らペートル三世なりと稱し、その周圍の地方に向つてはペートル三世の名において農奴

を解放し、官吏を殺し、自治制を許した。彼は整然たる完全な政治綱領を持たなかつたが、その勅令において凡ゆる被抑壓民衆に彼等の本質的利益と彼等を苦しめる支配階級の抑壓の廢棄を約束した。叛亂は全ロシア的叛亂と化した。

カタリナ二世は開戦してゐたトルコとの戦を終止せしめ同時にビビコフ將軍をプガチョフの征討に派遣した。數回に及ぶ激戦においてプガチョフは敗退し、ドン地方のコサック兵に投じたが、既に莫大の金によつてカタリナ二世に懐柔された彼等の部將は、プガチョフを捕縛してモスコウに護送してしまつた。一七七五年ステンカ・ラーヂンの刑死場と同じクラスナヤ廣場において死刑に處せられた。

「我は鴉の子なり。人民の反亂が我のみにて終ると思ふ勿れ。親鴉は今猶、大空の何處にか翔けりつつあり、そは終に現はれてロシアを救ふならん」。これはプガチョフの最後の言葉であつた。

失敗の原因と歴史的特質 プガチョフ叛亂の失敗の原因は彼の作戰上の失敗ではなく、運動の自然發生的、非組織性に歸する。階級構成の雜然たること、運動に引きこまれた社

會層——コサック、農民、各土着民、鑛山冶金工場の労働者等——の各種各様であつたため、各層、各集團は自己の地方的な利害を主として戦つただけであり、それ等の利害を他の社會層の利害と結びつけることが出来なかつた。また叛亂の指導者、大衆の先導者が缺乏してゐた。且つ充分に明瞭なる運動の綱領を有して居らなかつた。バシキール人の叛徒は自己の仇敵と見做した工場を破壊し、それに依つてプガチョフの軍隊へ武器供給の地盤を斷つた。また自己の地主を倒した農民はプガチョフと共にその先への進軍をしなかつた。これ等の事情が、この叛亂が農民の運動として勃發しながら、農奴制度と政府とを脅威したにも拘らず失敗した原因である。「世界史教程」第四分冊、七五頁）メーボアは、當時、未だ都市に労働者階級がなく、都市内部より反亂に應援するものが無かりしこと、知識階級より参加して叛亂を援助するものを缺いてゐたこと、を以て、プガチョフ叛亂の失敗の最大原因と爲してゐる。(Mavr. ibd II. P. 61—62)

これらの弱點を有してゐたに拘らず、プガチョフ叛亂は封建的農奴制的ロシアの政府を脅威せしめ、地主や貴族はかかる運動の再發を極度に恐怖した。プガチョフ叛亂の鎮定後、

地主の壓迫は愈々増大したがラーヂンの叛亂後とは異り農奴の叛亂を全然鎮壓し去る事が出来ず更に十九世紀に瀕發した暴動への刺戟として歴史的意義を有するものとなつてゐる。

260

第四節 ロシアにおける資本主義の發達

— 封建的・農奴制的社會の崩壊 —

一、商業および工業の發達

十八世紀の工業の狀態 ロシアは十八世紀の初め、注文による手工業が都市に優勢であつたに過ぎず、ペートル一世時代のペテルブルグにおいてさへ製靴、仕立、製革等の舊式な手工業の他に新しい手工業として馬車製造、時計製作等が起つてゐただけである。農村においては農業だけで生活することが困難であつたため家内工業生産が發達してゐた。漸く十八世紀の終りに至つて大工業企業が、個別的現象として僅かに起され始めたが、それはマニユファクチュアと云ふべきものであつた。國家は羅紗、船布、武器、ガラス等の製造のためにマニユファクチュアや工場を自ら經營し、農民をして勞働せしめた。ベルムの

九個の冶金工場には二萬五千人の農民が勞働に従事し、セストロレッツの金屬工業には六百八十三人、モスコウの帆布工場には一千百六十二人の人間が勞働してゐたが、彼等の大部分は各家内工業の家庭勞働を利用したものであり、經濟生活は農奴制的の一面が商業資本主義的であつた。かくの如き家庭的手工業勞働の基礎の上に立てられた官營企業は、私人企業の發達によつて壓倒されざるを得なかつた。商人達は遁走農奴、免役兵士、浮浪人、乞食等を集めて勞働せしめたが一七二一年には斯かる私有的農奴的工場が商人の利益の擁護のために許可せられた。やがて貴族、地主も農奴を勞働せしめる工場を起すに至り、ペートル一世統治の終り頃には二百餘の工場が建設されてゐた。

「最初に大工場の設立に貢献したものは、村落の手工勞働者でもなく、また大商人でもなくして國家自身であつた。スエーデンはペートル大帝に對して一艦隊と新式の一軍隊とを無理に作らせた。しかしペートル一世は其軍事組織を建設したために、彼の國家は、ハンザ諸市、オランダ及びイギリスの工業に直接從屬するに至つた。そこで軍隊と艦隊とを供給することの出来る國內の工場手工業の設立は、國防上の死活の問題となつた。ペー

ル大帝以前には、工場的生産のことは一言も語られなかつた。所がペートルの後、既に大規模の官營、私營企業は、溶鑛工場、兵器、布麻布、帆布其他の之に類する工場、二三ヶ所を算した。全て之等の工場新設の經濟的基礎をなしたものは、一方では國家の收入であり、他方では商業資本であつた。終には新なる工業部門の設けらるると共に、外國資本が一緒に輸入せらるる事も稀ではなかつた。」(トロツキイ「ロシア革命」一九〇五年、序文、嘉治隆一氏「近代ロシア社會史研究」三九四頁—三九五頁)

十九世紀における對外貿易 十九世紀前半に入つてもロシアの經濟生活は商業資本主義的であり、且つ農奴制的であつたが、内部は漸次變化を來し、對外貿易は著しく増大した。西ヨーロッパに對しては農業國であるロシアは、近東諸國とアジアに對してはマニユファクチュアの國であり、一八一五年から一八二五年までの十年間に綿布の輸出は十倍、毛織物は六倍、金屬製品は二倍に増加し、機械、器具を外國より輸入し、同じ十年間に十三倍の増加を見た。これはロシア國內が資本主義的發達の途上を急いでゐることを示すものであるが、十九世紀ロシアの對外貿易の趨勢を示せば次の如くである。

年次	紙幣留		金留	
	入	出	入	出
一八〇二	五六・五	六三・三	四〇・九	四五・八
一八〇三—〇七平均	五〇・五	六三・〇	三八・六	四〇・八
一八一二—二〇平均	一四七・二	二〇八・二	三八・一	五三・五
一八二一—三〇平均	一九一・一	二一八・一	五一・一	五八・三
一八三一—四〇平均	二〇七・一	二五一・一	六三・四	七六・二
一五四一—五〇平均	八五・九	九七・八	八五・二	九七・二
一八五一—六〇平均	一一九・二	一二九・三	一一三・一	一二三・五
一八六一—七〇平均	二二五・八	二二二・七	一八四・五	一八四・九
一八七一—八〇平均	四八八・二	四五四・八	三六七・七	三三九・三
一八八一—九〇平均	四七一・八	六二二・二	二四九・九	三九二・一
一八九一—九五平均	四六九・〇	六二八・〇	三〇四・〇	四一五・四
一八九六	五八九・八	六八八・六	三九三・二	四五九・一
一八九七	五六〇・〇	七二六・六	三七三・三	四八四・四
一八九八	六一七・五	七三四・四	四一一・七	四八九・六

(ブロックハウス・エフロン百科辭典第五十四卷、三二八頁所載)

十九世紀初期の商業

國內商業も國內の工業化と歩調を合はせて活氣を呈し、農業原料品に對する需要が増加し、定期市場における賣上高の増大が見られ、「ハリコフの定期市場は二千萬銀留の賣上高を持ち、ウクライナ近郊には二百七十もの小さな市が存在し、それらは農村、農場、村落に商品を持ち込んで行く大ロシアの活動家（行商人）の全軍隊を通じて農民を市場と結合させ、これらの農民のすべての層に影響を與へた。ニヂェゴロドの定期市は年に五千萬銀留に達する賣上高を示した。シベリア及びヴォルガ沿岸地方にとつて大きな意義を持つてゐたのはイルビツクの定期市であつた。其處から外國に小麥が送り出され、それは外國で加工された後、ヨーロッパ及びロシアの購買者に賣られた、従つてイルビツクの定期市は世界的な意義さへ持つてゐた」（『世界史教程』同上、三三七頁）。

鐵道敷設と商業資本の工業資本への轉化

商業の發達は交通の不便のために著しく阻止されてゐたが、鐵道網の熱病的敷設、運河、港灣の築造とは商業資本を工業資本へ轉化せしめる有力なる一動力であつた。（更に自由なる勞働の迅速なる集積、外國資本の不斷の流入、工業技術のヨーロッパ化、信用の低廉と容易化、株式會社の數の増加、金本位の輸

入、極端な保護主義と雪崩の様な國債の増加等によつて新なる經濟的發達が齎されたことは言ふまでもない。ドニエプロブスキー及びヂフヴィンスキー運河が建設され、ヴォルガ河とカマ河に沿うて旅客と貨物の定期的な往來が開かれ、最初の鐵道線路は、一八五一年ペテルブルグとモスコウ間に開通し、ワルソウとウイーン間は一八四八年、ペテルブルグとツアルスコエ・セロ間は一八三八年に結びつけられた。一八六一年後最初の十年間に七〇〇〇ウエルスト（註、一ウエルストは約日本の九町四十五間）、次の十年間には一二、〇〇〇ウエルスト、第三の十年間には六、〇〇〇ウエルスト、第四の十年間には、ヨーロッパ、ロシアだけで二〇・〇〇〇ウエルスト、そして全帝國を通じて約三〇・〇〇〇ウエルストの鐵道が敷設せられた。一八九四年には鐵道網は三一八、〇〇〇ウエルストの延長を有した。かくて遠く兩方の黒海及びアゾフ海方面でロシア製の綿織物を販賣し得たが、製造家は商品自ら運搬したが、通路の途中の中心地に住居を定め、商業權を掌握すると同時に工業的企業を經營し始めた。かうして商業資本は工業資本への轉化の過程を採りはじめたのであるが、ロシアの經營状態が十九世紀の七八十年代を境として顯著なる躍進を遂げるに至

つた。

二 大工業の發達

ロシア工業への西ヨーロッパの影響 ロシアの經濟並びに政治が何れも、以前から西ヨーロッパの影響を受けて、或はもつと正しくいへばその壓迫をうけて發達して來たのである。西ヨーロッパで手工業生産と工場的手工業生産とが行はれてゐた時代には、ロシアは彼地から技術家、建築家、職工長等——概して汎ゆる資格を備へた勞働力を借りて來た。工場的手工業が工場に其所を譲らなければならなくなつた時、機械が輸入せられ、最後に國家的必要にまで影響せられて、奴隸制度が減び、自由なる勞働に代つた時に、ロシアは工業資本の直接の作用を受ける決心をなし、従つて之に對して外債が容易に注ぎ込まれることとなつた。

古くは九世紀にワリヤーク族を招いて、其の助力を得てロシア國家を建設してから、スエーデンが渡來してヨーロッパ式戰術を傳へ、トーマスとクノップは紡績と紡織とを教へ、イギリス人のヒューズは南ロシアに金屬工業を創設した。ノーベルとロートシルドとはカ

ウカサスに石腦油の利潤の泉を湧き出させ、それと同時に、ヴァイキング（昔の海賊）中のヴァイキング、國際的な大メンデルズゾーンがロシアを變じて金融市場の領分にしてつた（トロツキイ前掲書）。かくて十九世紀の前半には、ロシアの經濟はヨーロッパの資本主義的經濟有機體に合體するの趨勢となつた。

十九世紀前半の工業 十九世紀の前半には綿織物の生産が急激に發達し、五十年間に原料として用ひられる棉花の量が五十倍に増加し、綿織物は、紡績と織物に機械が應用されたために、衣服の最も安價な材料となつた。一八〇八年にモスコーに最初の紡績工場が設けられ、一八一二年にはその數が十一に達した。四十年代以後、ロシアはイギリスから紡績機械を輸入し始め、五十年代には紡錘の數において世界で第五位を占めるほどになつた。最初の綿布捺染機は一八三五年イワノフに据ゑつけられ、捺染工場を忽ちにして生産から驅逐してしまつた。紡績工場でも自由賃銀勞働者が壓倒的多數に使用され、一八〇四年には六千五百六十六名の勞働者のうち五千四百三十六名は自由賃銀勞働者であつた。綿布生産業は、政府より何等の貸付や特權を與へられなかつたが、市場の需要に促がされて發達

して行つた。羅紗工業は十八世紀のはじめから政府があらゆる援助をしたが徐々にしか發達しなかつた、その工場の大多數は貴族の工場で自由を束縛された農奴を使用し、二萬八千六百八十九名の勞働者のうち自由賃銀勞働者は僅かに二千七百八十八名に過ぎなかつた。かかる貴族の私有的農奴工場の市場との隔離は羅紗工業の發達を妨げてゐたのであるが、一八一六年羅紗工場が政府に對する義務から解放されると共に市場への自由販賣のみを目的とする新なる工場が現はれ、羅紗の品質が著しく改善された。特に商業資本の羅紗工業への進出が現はれたこと、ロシア南部における外國人の移住者によつて經營された羅紗工場の發展は、貴族私有農奴工場の羅紗工業を震撼させ、かくて農奴經濟への商業資本の侵入は、農奴經濟を内部から崩壊せしめる要因を爲した。即ち貴族は農奴經濟の諸手段と可能性を全的に握つてゐたが資本の不足よりして大規模な工業的企業を設置することの出来るものは僅かであり、ここに商業資本侵入の間隙があつたので、商人の協働する賃貸の方法による過渡期の工場の型——「前資本主義的」工場が出現した。（「世界史教程」前掲三四〇頁）。かくてロシアの經濟がヨーロッパの資本主義的經濟有機體に漸次合體するに至つたこ

とは當然の成り行きであつた。

十九世紀後半大工業の發達 一八六一年までの間に、總計してロシアの工業的企業の一五パーセントが成立し、一八六一年から一八八〇年までに二三・五パーセント、一八八一年から一九〇〇年までの間に六一パーセント以上が起つた。其の中で、十九世紀の最後の十年間だけに就いていへば全企業の四〇パーセントに當つてゐる。一七六七年にロシアは一千萬プード（註、一プードは約日本の四貫三百六十匁）の鑄鐵を産出し、百年後の一八六六年には約一千九百萬プードにしか達してゐないのに、一八九六年には九千八百萬プードに達し、一九〇四年には一億八千萬プードとなつた。カウカサスにおける石腦油工業は一八六〇年代にやうやく百萬プードの石腦油を産出してゐたのが、一八八〇年には二千五百五十萬プードとなり、八十年代の半頃、外國資本を得てカウカサスをバクウからバツウムまで占有して、世界市場を目當てに生産し始めた。一八九〇年には石腦油の採取額二億四千二百九十萬プード、一八九六年には四億二千九百萬プードに達してゐる。殊にバクウ大油田の發見とドイツ資本に依つて大規模に採取せられたドムプロワ地方の炭坑、ポーランドの

サスノキツチ坑、ロツシ坑の石炭は、燃料を豊富に供給し、紡績業、木綿工業、製鋼業、製糖業、皮革業の大企業組織を發達させた。鑛山労働者の如き、一八六一年（農奴解放當時）に十七萬七千九百九十二人であつたのが一八八五年には、三十四萬九千三百十九人、一九〇〇年には七十一萬五千四百九十七人となり、四十年間に四倍の増加である。労働者一般についても、農奴解放當時に五十六萬五千四百四十二人であつたものが一八九七年の人口調査に際して農商工業を通じて賃銀労働者は男子六百十五萬六千八十人、女子二百八十一萬五十人、合計九百萬に達してゐる。

ロシアの資本主義は西ヨーロッパの如く中小工業の没落の跡に成長したのではなく、自然經濟の上に外國の資本と外國の技術とによつて大企業組織が現はれたので、企業及び資本の集中は極めて顯著であり、有力のシンジケートも續出し、紡績業、運送業、建築業、被服工業等國民消費に重要な關係を有する工業が重大の地位を占めるやうになり、十九世紀後半以後、大工業國としての發達を十分に遂げ得ることを示したのである。左に十九世紀ロシアにおける大工業の發達の趨勢を示す。

ロシアにおける大工業の發達			
年次	工場數	労働者數	生産額
一七六五	二六二	三七、八六二	五、〇〇〇 <small>千留</small>
一八〇一	二、四二三	九五、〇〇〇	二五、〇〇〇
一八二五	五、二六一	二〇二、〇〇〇	四六、五〇〇
一八五四	九、九四四	四五九、六三七	一五九、九八五
一八八一	三一、一七三	七七〇、八四二	九九七、九三三
一八九一	二二、四八三	一、四〇六、七九二	一、七五九、四三一
一八九六	三八、四〇一	一、七四二、一八一	二、七四五、三四五

（プロツクハウス・エフロン百科辭典第五十四卷、二八〇頁、マサリツク「ロシアの精神」英譯、第一卷一二〇頁）

第五節 農奴の解放

一 農奴解放の原因とその社會史的意義

近世におけるロシアでは大なる改革を三度遂行した。第一は西ヨーロッパ文化に對してロシアが開國したペートル大帝の政治改革であり、第二は五千二百萬の農奴を自由の民としたアレキサンダー二世の農奴解放、第三は國民に憲法上の自由と權利とを保障した一九〇五年の憲法改革である。そして一九一七年の革命はこれらの解放の社會的歸結としての社會主義國家への第一歩を踏み入れたものと言ふことが出来る。特に農奴解放は、ロシア民衆生活に深刻なる影響を與へたものとして近世社會史上忘るべからざる事件である。

農奴解放の原因 すでに述べたやうに近世ロシアの農奴は人格ある人間ではなく、自由に労働力を掠奪され、賣買、贈與、質入さるる自然經濟の一部たる財物であり、流通資本であり、人間としての生活の慘状は言語に絶するものであつたから、農奴解放の思想は不斷にロシア國民生活の底流を爲してゐたのである。しかも近世社會の共通的现象として社

會經濟が資本主義に進化し、ロシアにおいてもこの社會的必然に抗して中世的農奴經濟の組織に停滯することは不可能であり、農奴制度にも破綻を生じたといふことが、農奴解放への通路であつた。従つて、農奴解放は單なるツアールの慈悲心や地主の道德的反省より生じたものではなく、頻發せる農奴叛亂の悪化と農奴經濟が農業經營に不合理となつたところに原因を求めねばならぬ。

改革の意義 十九世紀中葉における資本主義の發達に伴うて工場數は増加し、自由賃銀労働は成長し、穀價の昂騰と領地の穀物工場化とを見たが農奴經濟による労働の生産力は小さかつた。そして地主にとつては自由労働者が必要であり、自由労働の強制労働に優ることが發見されてきた。一八五六年クリミア戰爭がロシアの敗北に終ると共に大改革が開始したが、既に農民の叛亂の激化と共に國家機關によつて秘密裡に農民問題が論議され、一八四二年及び一八四七年に農奴の解放に關する第一段階の勅令が出た。そして一八六一年二月十九日、自由の君主と稱せられるアレキサンダー二世が全國民歡喜と昂奮の叫びのうちに農奴解放の宣言に署名した。當時國外に亡名してゐたヘルツェンの如きすら、雜誌

「鐘」誌上に「ガリヤ人よ、汝は勝てり！」といふ表題の下にツアールの改革を賞讃した熱烈の論文を載せた。ロシアの全社會は新時代到れりとして熱狂的歡喜に酔うたのであつた。事實この改革はロシア社會史上の一時代を劃した政治的經濟的社會改革であり、これより以後中世的自足自給の農奴經濟の時代と訣別し、ヨーロッパの近代資本主義經濟と有機的に結合したのである。また近代自由勞働者の出現と増大と貧富の懸絶に伴つて近代的階級闘争等が、ロシア特有の形式において勃發したのであつた。しかし一八六一年の農奴解放は決してそれ自體が徹底的解放であつたわけではなく、この改革の基底を爲す精神には、依然として地主を擁護し、大多數農民を閑却するロシア支配階級の傳統的政策が纏つてゐたことを看過することは出来ないのである。レーニンは次の如く評した。

「農民改革は農奴所有者の改革であり、それ以外ではあり得なかつた、何となれば改革を遂行せる者が農奴所有者であつたからである」

「賦役から解放された農民は、自分の意志で賦役制度に従ふ以外に何等の手段もとり得なかつたほどに打ちのめされ、掠奪され、突き落され、自分の分有地に釘づけにされて改

革者の手から出て來た。(中略)この地主の抑壓に尙ほ資本の抑壓が加つた。貨幣の權力はその全重をもつて半農奴的百姓の上に襲ひかかつた。(中略)農民は乞食の様な生活水準に落された。彼等は家畜と共に住み、ぼろを纏ひ、藜を食つて生きてゐた。(中略)農民は慢性的な飢餓に陥り、益々頻繁になつてきた不作の際には饑餓と惡疫のために幾萬となく死亡した」。

二 十九世紀初期の少數者の運動

農奴解放の思想は第十八世紀後半カタリナ二世の治世に始まつたもので、西ヨーロッパのモンテスキュー、ヴォルテール、ロック等の啓蒙哲學が大なる影響を與へた。彼女は自由主義の空氣の中に生長したが即位後農奴の迫害者と稱せられ、治世中農奴一揆の頻發とプガチョフの叛亂があつた。當時ラヂステフは知識階級者として農奴解放の先驅者であり「ペテルブルグよりモスコウへの旅」を書き、農奴の慘狀と地主・官憲・裁判の非道と不公平を暴露した。一八〇一年即位したアレキサンダー一世の治世には、フランス啓蒙哲學の外、イギリス流の合理主義・個人主義思想の代表としてスミス、ベンタムの思想が傳

道され、詩人プーシユキン、バチユシコフ、ウヤゼムスキー、グリボエードフ等は詩歌や脚本によつて農奴制度を非難した。次で同二十五年即位したニコラス一世時代は陰鬱な反動時代として弾壓がつづいたが、思想的にはシェーリングの汎神論、ヘーゲルの理想主義的哲學が輸入され、四十年代にサン・シモン、フーリエ、ルイ・ブラン、プルドン等のフランス社會主義の影響が大であつた。農奴解放を力説した代表者はヘルツェン、チエリニシエフスキー、バクーニン、ペエリンスキー、ツルゲネーフ、グリゴロウスキー等であり、また涙なくして讀む能はずと云はれたネクラソフの詩が農奴解放思想を甚だしく刺戟した。

デカブリストの運動 これを社會運動史上區分するならば、一八五〇年以前は主として少數者思想運動時代であつて、政治的改革を目的とする諸種の祕密結社、一八二五年のデカブリストの陰謀等は何れも社會的には相當な地位を有つた少數自由主義者の人道的行動であり、無産階級自身の運動ではなかつた。デカブリストは「北方の清教徒」と呼ばれ貴族と軍人により成り、一八二五年十二月、ニコラス一世即位の機會に乗じて武裝一揆を起

し、一舉にしてロシアを共和國に變革しようとしたのであるが、失敗してペステル以下多數の者が慘刑に處せられた。彼等の綱領について、同志の一人たるツルベツコイ手記の中に「宣言の草案」なるものが残されてゐる。

- (1) 従來の政府の廢止
- (2) 民選憲法議會が、政府の新形態を決定するまでの間、臨時政府の設立
- (3) 出版の自由、および檢閲の廢止
- (4) 信仰の自由、および各宗派の平等
- (5) 農奴制の廢止
- (6) 社會各階級の法律に對する平等、および軍法會議並びに凡ゆる法律委員會の廢止、一切の未決事件の民事裁判所への送致
- (7) 各人がその選びたる如何なる職業にも階級的障害・顧慮なくして従事し得る權利

あること

- (8) 農奴に關する租稅廢止

- (9) 凡ての專賣の廢止
- (10) 軍事的植民地の廢止、および現行募兵制度の廢止
- (11) 兵卒の兵役期間の縮少、一定兵役期間の設定、並びに社會各階級に對する義務兵役の實施

(12) 十五年間軍隊生活を爲せるすべての兵卒の解放

(13) 市町村、郡、縣および州自治制の實施

(14) 司法事件の公開

(15) 刑事および民事事件における陪審官の採用（ラボポール「ロシア革命の先驅者、八四、八五頁」）

デカブリストはロシアを愛する革命的愛國主義者であり、外敵の侵入の防禦と共に内政上の壓制を憎み、自由なるロシア國家の建設を企圖した。その陰謀は直ちに鎮壓されたが、ロシア社會改革運動を組織的に進めた點において、社會運動史上有意義なる先驅を爲すものである。

ニヒリズム時代

一八五〇年代の末期より一八六〇年代の終りに至るまでのロシアの自由思想家の運動は寧ろ消極的に宗教、哲學をはじめとして社會的、政治的、經濟的の諸範圍に亘つてあらゆる傳統を排除し、その思索において無神論と唯物論とに到達し、社會的矛盾の觀察において社會主義と類似の結論を得た。ヘルツェンとチエルニシエフスキーとは、その文筆的活動の中心であり、ロンドンに亡名してゐたヘルツェンは同志オガレフと共にロシア語の新聞「鐘」と雑誌「北極星」を出し本國に舊式の社會主義を宣傳してゐた。當時ロシア勞働者は組織的訓練もなく、寺院參詣を事とする無學文盲の農民のみであり、僅か少數の知識階級が理想的運動を行ふのみであつたが、バクーニンがヘルツェンに参加し、ドブロリユボフがチエルニシエフスキーと共に雑誌「時代の友」を出すやうになつてから社會主義的思想はその基礎を固むるに至つた。

農奴解放は上述の如く、農民の慘狀と叛亂資本主義の侵入による農奴經濟の崩壊と、初期自由思想家の勇敢なる運動とを時代的背景として行はれたのであつた。

三 農奴解放とその結果

解放の前驅 農奴解放の思想及運動は旺盛を極めると共に、歴代の君主にあつては、單に彈壓するのみでなく、微溫的ではあるが地主の權力を制限し農民の社會的地位を改善しようとする試みも見られたのであつた。

カタリナ二世の次帝パウル一世は地主の權力を制限した最初の君主であると云はれてゐる。彼は一七九六年六月五日法律を發布して農奴の賦役を一週三日を最大限度とし、日曜日の安息を與ふべきことを規定し、また小露における農奴の賣買を禁止した。しかしこの法律は強行されはしなかつた。アレキサンダー一世の治世には農奴解放への具體的事實が現はれ出した、バルト海諸州の農奴解放、ポーランドにおけるナポレオン一世の農奴制廢止がそれであつたが、バルト海諸州の農民は土地分與の代りに自由に土地を購買せしむることとし、そのために同地方の貴族土地銀行をして地價の二分の一又は四分の三を貸付けしめる方法を探つた。また勅令によつて、農奴は、政府の承認する一定の條件の下で地主と契約し、人格の自由を獲得し、土地の分與を得べきことを規定した、またカウカサス地方では地主が土地を賣却するときは農民に先取權を有することを規定した。しかし、これ

らも地主の介在によつて強行されはしなかつた。アレキサンダー二世は、クリミア戰爭終結と共に一八五六年に私的委員會を組織して農奴問題を研究し、更に一八五八年に公立の中央委員會を組織し、同時に地方委員會、改革案起草委員會、財政委員會を組織し、具體的に實行を急いだ。終に一八六一年二月十九日解放令が發布されたがその内容は次の如くである。

農奴解放の内容 (一)地主農奴、地主農奴は農奴制度の下に最も悲慘の状態に苦しんだ階級であり、彼等の解放は最も中心的のものである。従つてその内容は基礎的典型的な形態を採つてゐる。

(イ) 農奴を自由民とし、是を他の階級と同様なる國民的權利を與へる。地主の有してゐた行政的權力を廢し、共同團體をして自治的に行政せしめる。

(ロ) 村落團體には、從來其の用益して居つた土地を與へる。彼等は地主に對して貨幣又は勞力を以て其の代償を支拂はねばならぬ。

(ハ) 政府は以上の代償を村落團體に代つて支拂ふ。村落團體は年賦償却法にて是を政

府に返還せねばならぬ。

家内奴隷は土地耕作に従ふ農奴と同様に取扱はれない。彼等は尙ほ二年間だけ舊主の下に留つた後、解放されるが、土地は與へられないため當然に都市労働者の群に入らざるを得なかつた。しかし、これらを通じて解放の精神は農民の人格の自由と經濟的獨立を附與することにあらることが看取されるのである。即ち、

一、從來、地主は皇帝に義務を負ふ官吏として、農奴に對しては之を財産視して來た。

解放令は斯くの如き制度を廢し、農奴は自由なる國民として地主に對し得るやうになつた。ついで焼烙の刑、鞭打の刑も廢止さるることになつた。しかし經濟的には、農民は小作人として、或は小作料を支拂ふ代りに勞働力を以つてし、新たな從屬關係が生じたわけである。故に既に述べた如くこの解放が、農民の徹底的解放でなかつたと評される所以である。

二、勿論、農奴解放は一面において經濟的解放を企圖したのであるが、解放令は土地所有權を舊主に殘し、農民は其の生活資料を得べき土地を永久に占有し且つ世襲的に用益する權利を與へられてゐるに過ぎないのである。そしてその用益に對して農民は物納又は實

金納による小作料を地主に納附せねばならない。これと共に他方に土地賠償法を發布し、實質上、農民に土地獲得の途を開いてゐる。即ち農民がこの小作料を六分の利率にて還元した賠償額を支拂ふときは其の用益地の所有權を獲得し地主との關係を斷ち得るのである。

三、農民への土地分與の廣さについて、解放令は原則として從來農民の用益してゐた面積に限り、且つ國家及び地主に對する義務の履行に差支へなき限り充分なりとした。しかし從來の面積の土地の用益が現在及び將來における農民の生活を保證するものでないが故、ここにも解放令の不徹底が現はれてゐる。

土地分與に關して其の土地の最大限度及び最小限度を規定し、最小限度を最大限度の三分の一として、その上下に出づること無からしめた。このことは解放令の施行法として四個の方法を採つた。(一)第一地方(大ロシア、新ロシア及び白ロシアの一部)は共同耕作制度の最も普及せる地方であるが、これを三個の地帯に分ち、限度を、北部地方は一人當り三—七デシャチン、黒壤帶地方は二 $\frac{3}{4}$ —六デシャチン、ステップ地方は二—一二デシャチンである。(二)第二地方は小ロシアを區域とし、限度は一人當り二 $\frac{3}{4}$

—四—¹/₂ デシヤチンである。(三) 第三地方は南ロシアを區域とし、第四地方は北西ロシアを區域とし、共に原則として農民の定着せる土地をそのまま分與し、若し地主が從來の三分の一以下に下る場合には分與の大きさを減少するが、その減少は分與の六分の一を越ゆることを許さない。この標準によつて農民が實際に獲得し得た土地は至つて僅かであつて最大限度を分與せられたものは甚だ少なかつた。即ち一人當り平均七デシヤチン以上となつた州は僅か三州、五デシヤチン以下は三十三州で、分與地は事實上從來の農民用益地に比して五分の一も狭少になつたと云はれる。

四、解放令によつて土地は地主の手に残り農民はその繼續的小作人となつたわけであるが、農民は小作料を六分の利率に還元して其の金額を支拂ふことによつて土地を買戻すことが出来ることは前述の通りである、政府はこの場合五分利公債にて支拂ひ、農民は四十九年賦にて之を政府に返済すればよい。これにつき、(イ)土地の買戻は地主及び農民の相互の協定によることを原則とする。此の協定によつて土地が全部買戻される時は、政府は地主に對して五分利公債を以て全賠償額の八割を與へ、一部の買戻の時は七割五分を與へ、残金は農民が地主に對して直接負擔することに定められた。(ロ)例外として地主の一方的請求によつて土地買戻を發生せしめることが出来たが、この場合は、政府地主の關係は(イ)と變りはないが、賠償金の残餘の二割乃至二割五分は地主が一方的請求を爲したために全然消滅し、地主・農奴間の關係は將來斷絶することとした。(ハ)更にもう一つの例外規定は地主及び農奴間の相互の協定ある場合は、地主は分與地の最大限度面積の四分の一を無償にて農民に與へ、將來相互の關係が解放されることである。これは贈與地乃至細小地の構成であるが、其の面積は到底生活の維持に足りぬ故に、はじめ一見農民の有利の如く思はれたが、この分與に甘じた農民は大抵、後に貧民に化したと云はれてゐる。かくて大體において此の土地賠償法は地主にとつて好都合であつた。

五、解放令において土地は農民に對して無償で與へられたのでもなく、純然たる個人的私有地になつたわけでもなく、事實上は、ミール共同體に讓渡されたのである。そして土地は共有地となり共同耕作制度が存置されたわけである。これが西ヨーロッパとロシアとの農奴解放の最大の差異として擧げられる。そしてミールは賠償金の責任の主體となり、

また農民に對しても大なる權利を有することになった。賠償金が甚だ苛酷であつたことが結局、ミール對農民の關係を、解放以前の地主對農奴の關係に等しからしめ、其の私經濟を壓迫するに至つたので、ここにも亦、この解放の不徹底と矛盾とを醸してゐるのである。

(二) 國有農奴、國有地農奴の解放は一八六六年十一月二十四日の法律によつて實施せられた。その條件は地主農奴のそれを基準としてゐるが、一八六三年一月二十八日、皇帝の自案による原則に對し、特別委員會が組織せられ一八六六年十一月二十四日にその原則に従つて「國有地農奴に關する法律」が發布せられたものである。

(イ) 農奴が從來用益し來つた國有地は依然國家の財産とする。但し農民は當該土地上に永久の用益權を獲得する。

(ロ) 從來の用益税は其のまま存置し、二十年間其の率を變じないこととする。農民は同税の外、他の農民の負擔せる租税はすべて負擔せねばならぬ。

(ハ) 農民は地主農奴の賠償法に従つて土地を買戻すことが出来る。

(ニ) 從來特別扱ひにされてゐた行政を廢し、地主農奴と同様の行政の下に置き、且つ個人の權利及び共同團體の行政については地主農奴の解放令を適用する。

かくの如く大體において地主農奴の解放に據つたが賠償金は用益税を五分の利率にて還元し、農民は金額を一時に支拂ふか又は五分の一を支拂ひ、殘餘を五十九年間において五分の利息を附して支拂ふべきものと定めた。大體國有地農奴は地主農奴に比して優良の經濟的條件を以て解決し、その後も生活は地主農奴に比すれば多少の餘裕はあつたと言はれてゐる。

(三) 御料地農奴及びコロニスト農奴の解放は一八五八年の委員會によつて、先づ同年八月二十六日の法律によつて人格的解放を行ひ、一八六三年六月二十六日の法律によつて經濟的解放を行つた。農奴はこれによつて、用益税を基礎として計算した賠償金四十九ヶ年賦にて、支拂ふべき條件にて從來用益してゐた土地を獲得することが出来ることになつた。コロニスト農奴については一八七一年六月四日の法律によつてその土地關係を規定

した。ドイツ植民者の子孫はベテルブルグ、ノヴゴロド、サマラ、ワロネシュ、チェルニコフ、サラトフ、エカテリノスラウ、ヘルソン、タウリツキイ、ベサラビヤ等の諸州に定住したが、これらの土地には三百五十人のコロニストの共同團體があり、十八萬一千七百三十六人の成年男子が居つたが、解放令により耕地一、八〇八、三九八デシヤチン、不耕地三三三、三九七デシヤチンを分與されることになつた。賠償金算定の基礎となつた用益税は七七五、七四〇留であり、土地の一人當りは約十デシヤチンであるが地方によつて差異はあつた。(佐野氏、上掲、二五九頁—二七一頁)

解放の結果 農奴解放はかくの如くして一應解決したが地主に有利であつた不徹底な内容は、久しからずして不平農民の一揆が各地に勃發した。しかし、從來極度の悲惨なる生活をつづけて來た農奴にとつては、之を解放令前と比すれば遙かによりき社會を感じしめた見え、大體において解放條令は實行せられた。そしてこの改革は、封建的大農業と、その同盟者たる商業資本とにとつて必要とされる様な西ヨーロッパ化した形態を採つた。

商業資本は共同體に固着する半自由な小生産者から益々多くの剩餘生産物を搾取する可

能性を得、屢々農民の必要生産物部分をも市場に賣却させ、未拂金を埋めるためには、農民は家畜や建物を奪ひ或は賣却し、刈りもせぬ穀物をも賣却せしめて、資本を蓄積した。しかし經營において、地主經營の舊式な方法から新しい資本主義生産形態へ直ちに移行を完成し得なかつたから、ロシアには農奴解放、長い間、賦役的農業と資本主義的農業との二つの體制が並存し、純粹な資本主義的農業に至るあひだのあらゆる中間形態を経過せざるを得なかつた、それでも結局、農奴解放によつて、ロシア社會は、はじめて近代西ヨーロッパ文化と融合を早め、世界史の本流に直面することになつた。そして國民經濟の資本主義化、及び資本家と労働者の階級的分化と對立は普遍的とはなつたが、遅れて發達し、遅れて世界史の本流と交流したことが、ロシア國內の封建的要素と近世的要素の矛盾と鬭争をその内面に藏し特殊の社會形態として存在せしめたのであつた。

第六節 社會組織の變動と社會運動

農奴解放の幻滅とテロリズム時代 農奴解放以後、ロシアが世界史の本流に合流し、資

本主義の發達を促がされ、資本家と労働者なる新社會階級が勃興したことは、前二節において述べた如くである。すなはち、皇帝と地主と農奴とによつて組織されてゐた社會には、今や資本家階級が擡頭し、次第に實質上の支配者となつて前面に現はれ他方、奴隸的地位より解放された農奴は獨立の農民階級となり、更にその中より都市労働者階級なる新社會群の出現となつて、これに對立した。皇帝は傳統的な獨裁政治といふ型態の下に、國民生活より遊離し、國民の進歩に取り殘され、地主階級は遊惰・頽廢の裡に十六世紀以來の支配的地位を失ひ、十九世紀後半に至つては頻々として經濟的に没落破滅の過程を辿り、かくてロシアは封建的特徴の消失と共に西ヨーロッパの社會組織にその歩調を合せた。

農奴解放は一面劃期的事件として國民の耳目を聳動したが、自由思想家には直ちに強い幻滅を與へた。十九世紀中葉、ペテルブルグに存在した自由思想家の團體は、「民衆は何を必要とするか——土地と自由」といふ冊子を出すと共に、一八六三年に「土地と自由」といふ名稱を採つた團體を結成し、その支部を各都市に作つた。そして海外に亡命してゐたバクーニン、ヘルツェンと相呼應してポーランドの一揆を援助した。しかし政府の彈壓

は厳しく、彼等は屏息し、一八七二年頃までの間、「民衆の中へ」の運動に従つた。やがて學生と労働者の間には盛んに「民衆の中へ」の運動が起り、一八七五年頃にはロシア全國のあらゆる縣に社會主義の結社が結ばれた。マリコフ派、ラヴロフ派、バクーニン派、及びチャイコフスキー派は最も有力なるものであつた。

ナロードニキ 政府の壓迫がこれらの運動を地下に逐ひ込んだが、一八七六年チャイコフスキー團の殘黨が「ナロードニキ」の結社を作り一八七八年以來、再び「土地と自由」黨（ゼムリア・イ・ウオリア）と稱して機關紙「土地と自由」を發行した。ナタンソン、ミハイロフ、プレハノフ等がその指導者であつた。この團體の綱領の要點は次の如きものであつた。

(一) 國民大衆の組織未組織——幼稚の大衆は、常に必然的に潰滅するが故に、組織的意識的國民大衆を一定の計畫の下に指導し、現存状態と戦はしむること。

(二) 大衆の間へのアジテーション——國民の不滿を利用し、一定の確乎たる要求を標語として之を闘争せしむること。

(三) 國民間に既存する團體と緊急にして規則的なる關係を結ぶこと。

(四) 工場労働者學生及び一般社會への宣傳——批判的に考へ、意識的に行動する國民の味方を増加せしむること。

組織——母體と稱せらるる中心團體を秘密に作り、その下に細胞を作り、細胞員は同志三人の推薦によつて加入を許し、各細胞員の母團加入は自由であるが、その代りに決議に服従する義務を負ふ。細胞は執行部知識階級宣傳部、工場労働者宣傳部、農民宣傳部、對政府部に分たれ、之等の部には個人加盟も認める。(クルツィスキ「ロシア革命史」第二卷二一四頁——二一六頁。社會思想社、「無産政黨發達史」四一九頁——四二〇頁)

この「土地と自由」の目指すところは徹頭徹尾、陰謀的革命主義であつたが、これは、當時のロシア支配階級の彈壓の峻烈であつた事實と、これに對抗すべき労働者側における組織の排除の事實とよりせる必然の結果であつたと言はねばならない。この團體は一八七九年戰術に關して二派に分裂し、その一派は「人民の意志」(ナロドナヤ・ウオリア)黨と稱し組織を中央集權にして政治上の恐怖主義を採用せんとし、他方は「黒土黨」(チェ

ルニ・ペレデル)と稱して地方分權的にして、主として恐怖手段は單に防禦的方面にのみ限り、専ら社會主義の煽動を試みんとしたものである。何れもこれらはアレキサンドル三世の彈壓によつて國外に亡命したが、後にマルキシズムに據つたブレハノフ、アクセルロード、ザスリツチ、ドイツチュ等もこの團體に加名してゐたのであつた。一八八三年、ロシアにマルキシズムが宣傳されると共にこれらナロードニキの運動は衰退してしまつたが、ロシア社會運動史上テロリズムの時代として一時期を成したものである。

ナロドナヤ・イ・ウオリアの綱領 ナロドナヤ・イ・ウオリアの綱領とする所は次の如くであるが、モロソフ、テイチョミロフ等が中心として活動し、一八八一年のアレキサンダー二世の××を實行したのはこの一派であつた。

(一) 常設國民代表をして國務を處理せしむること。

(二) 地方自治の徹底、官吏の公選及び國民の經濟的獨立による保證。

(三) 經濟上及び行政上の有機體としての自治體の獨立。

(四) 國民の全土地所有。

(五) 工場を労働者の所有に移すことを目的とする手段を講ずること。

(六) 信仰、言論、出版、集會、結社及選舉の完全なる自由。

(七) 普通選舉、財産及び身分上の特權廢止。

(八) 常備軍に加ふるに民兵を以てすること。(クルツイスキー、前掲書。社會思想社前掲書)

チエルニ・ペレデルの政策的特質

チエルニ・ペレデル一派も政治闘争の必要を無視し

た譯ではなかつたが、何よりも社會的經濟問題の重要性を信じ、經濟状態の變動なくしては、政治的・法律的・道德的状态を根本的に變革することは出来ぬといふことを主張したもので、その要求は、土地持分の擴大、課税の輕減、土地信用の組織、農民自治の擴張、專制的行政に對する保護等であり、彼らが農民革命を重視してゐたことはこの要求によつても明かである。かくてこの一派の特徴は、政治闘争と經濟闘争とを併用し、農民の生活と労働者の生活とを結合して、解放への運動を行つたことに在ると云はねばならぬ。

マルキシズムの影響と社會民主黨の結成

一八八一年におけるナロードニキ一派の行つたアレキサンダー二世××事件を以て、テロリズムの運動は一段落を告げたと言へるであ

らう。一八八三年には、嘗てチエルニ・ペレデルに屬してゐたプレハノフは「社會主義と政治闘争」及び「吾人の意見の相違」を著してナロードニキを批判し、併せてマルキシズム紹介と宣傳を行つたことは、ロシアの社會運動に強大な刺戟を與へたものであつた。この年にプレハノフはスイスに亡命し、ジュネーヴで「労働者解放團」を組織し、同じ亡命者、アクセルロード、ドイツチュ、ザスリチ等と行動を共にしたが、この團體は明かにマルキシズムをその言動の理論的基礎としてゐた。これ以來ロシアの運動はこれら國外亡命者の影響を受け、ペテルブルグには一八八三年に社會主義的色彩の労働者團「ブラゴエフ團」が結成された。ブラゴエフがその創立者であることより、因んでその團體の名としたものである。彼はマルクス、ラッサール、及びラヴロフ等の學說に影響されたため、これらを混合した目的を掲げてゐた。即ち生産手段の社會化せられた社會主義國家の實現を期するが、ラッサール式に、國家の援助による生産組合の設立を手段としてこの目的を達成しようと目論んだのであつた。同時に政治上の自由が必要であることよりして、ロシアに立憲政治の實現を要望し、これら一切の闘争は労働者自身の運動によるべしと主張した。機關紙

「労働者」を發刊して、國の内外相呼應して社會主義の普及に努めたが一八八六年から一八八七年にかけての政府の壓迫が甚しかつたため解散を餘儀なくされた。しかし一八九〇年に至つて、マルクスやエンゲルスの文獻やノイエ・ツァイト等がロシア國內に輸入され、それと共に一八九二年頃より學生運動も盛になり、プレハノフはベルトフと云ふ名で「史的一元論」を公けにし、スツルーフエは「ロシアの經濟的發展に關する批判」を著はしてマルキシズムを宣傳した。

一八九四年頃から労働者の罷業も屢々行はれ、ペテルブルグ、中部及南部ロシアの工業地帯、リトワニア等においては、罷業の指導者となつた社會民主主義者は罷業参加の労働者と共に投獄せられた。一八九五年にはペテルブルグに總同盟罷業が行はれ、社會民主主義者がこれを指導し、彼らの結成は次第に實力を持つに至つた。かくて一八九八年三月に、ロシア各地方に散在してゐた社會主義團は大同團結を作ることとなり、モスコウ、ペテルブルグ、キエフその他の代表者がミンスクに秘かに集合して「ロシア社會民主黨」を結成し、第一回大會を開いた。綱領はスツルーフエの起草したものでマルキシズムを基礎としたも

のであつた。この大會は政府によつて阻止されたけれど、事實上成立した社會民主黨は、その後ロシア社會民衆の解放運動の主流となり、一九〇五年及び一九一七年の革命を経て窮極の解放への第一歩を辿り始めたのである。

第五章 ドイツ

第一節 十九世紀初頭のドイツ——『一八四八年』の諸前提

一、十九世紀初頭のドイツ經濟狀勢

十九世紀初頭のドイツは、イギリス・フランスに比して政治組織に於ても、經濟的條件においても甚しく立ち遅れた國であつた。

イギリス及びフランスでは、大都市、殊に首府に集中した有力にして富裕なブルジョアのために、封建制度は全然破壊され、もしくは、少くとも、イギリスにおける如く、僅かの取るに足らない形態に縮小されたのであつたが、これに反して、ドイツの封建貴族は昔ながらの特權の大部分を保つてゐた。ドイツ諸邦は當時、三十六の小國家に分裂して居り、その各々が独自の關稅政策、独自の度量衡を持つてゐた。

ドイツの資本主義は、その富と集中とにおいて、フランス及びイギリスに遙かに及ばなかつた。ドイツは尙、農業の優越した國であり、都市ではツンフト的手工業が牢固とした地盤を持つてゐた。ドイツにおける技術革命は一八四〇・五〇年に至つて、始めて其緒に就いた許りであつた。

漸く一八四八年に至つて、ドイツはフランスの一七八九年を迎へるべき位置に達した。即ち國內の資本主義的諸關係の成長が、國內市場の統一、單一の政府、人及び商品の自由移轉——のためにドイツ統一を激しく要求した。而してドイツの近代的統一の先鞭をつけたのは、「フランス革命の子」ナポレオンであつた。

一八〇三年、ナポレオンの主唱によつて召集されたドイツ帝國諸侯會議は、百十二の小國を整理、併合したが、これこそドイツ統一の最初の曙光であつた。其後一八三四年、プロイセンを盟主とする北ドイツ十八ヶ國は「關稅同盟」(Zollverein)を結成して、相互の經濟的國境を撤廢し、その結果此地方の商工階級の利害は統一され、勢力は集中された。かくて富と勢力を増大したプロシアのブルジョア階級は、自己の利益の發展を阻止して

ある舊ドイツの政治的構造を改革するため、自由主義的反對派を結成して全ドイツ商工階級の先頭に立つたのである。

農業 略々十八世紀初頭までのドイツ農業は、封建主義固有の原則に支配されてゐた。即ち

第一に自然經濟の支配。封建領地は封鎖された獨立國の様な状態にあり、他の地方とはルーズな連絡がある許りであつた。

領地内の生活は、殆んど自給自足であり、農業は十年一日の如く、同じ規模、同じ方法で繰返された。當時専ら行はれたのは三圃式の農業であつた。耕作地は三つの田圃に分れ、毎年その中の一つは休止し、第二の田圃は冬の穀物、第三の田圃は夏の穀物を耕作し、刈田や休閑地は牧場となつた。土地は耕地としては私有であり、牧場としては共用地であつたので、農民は勝手な作物を任意の時期に作ることは許されず、同じ物を同じ方法で耕作せねばならないといふ耕作強制 (Erlzwang) の制度に縛られてゐた。

第二にかかる制度にとつては、直接生産者 (農民) が生産手段 (土地) を分與されてゐ

ることが必要であり、その外に彼が土地に縛りつけられてゐることが必要であつた。ドイツでは、農民の土地處分権は、著しく制限されるか、又は全く禁止されてゐた。

第三には、農民の地主への人身的隷屬。(若し地主が農民の人格に對しこの直接の權力を持たなかつたならば、彼は土地(生産手段)の保有者たる農民から貢租を取り、賦役勞働を強ひることは不可能であつたらう。)

領主は農民に對して裁判權、警察權を持ち、農民の人格的自由を全く束縛し、又、農民の土地は領主の命によれば何時でも自由に沒收されるものとなつてゐた。

十八世紀末から十九世紀初頭にかけて、ドイツのある地方では農奴制の緩和、農民の人格的解放が行はれたが、總じて言へば、一八四八年に至るまで、封建的諸關係の尨大な堆積が、まだドイツ農民の肩に負ひかぶさつてゐたのである。

ドイツ土地制度の特徴 ドイツに於ける土地所有關係は、地方によつて決して一樣ではなかつた。

(1) 西部ドイツ

北西ドイツでは、十二世紀の末頃から都市が發達し農産物の價格が騰貴し農業の収益が増加してくると、多くの領主は、從來の自家農場(賦役による)を廢し、これを農民の定期小作に出すことを選んだ。十六世紀に至つて國王は農民の擔稅力を増し國庫收入を殖す目的で、農民の耕作權を保護し、領主に對しては貢稅の増徴を禁じた。

南西ドイツでは、貨幣經濟の發達により、賦役勞働の貨幣代納が着々進捗し、領主と農奴との人間的關係は、漸次、地代收得者と借地人の關係にまで解消し、いづれにしても、西部ドイツでは、貨幣經濟の發達が、多かれ、少かれ、農奴制度をそのものとして解體せしめた。

(2) 東部ドイツ

プロイセンの東部、東部ホルシュタイン、メックレンブルヒ等では、領主は農民の賦役を利用した企業的大農場を經營した。ここでは農奴制的地主經濟は、その特權的性質を多分に保有しつつ、漸次資本主義的諸關係に自己を適應せしめた。この農場に働く農業勞働者は、近世の賃銀奴隷の貧困と、中世の農奴の無權利とを一身に兼ねてゐた。

工業 「一八四六年のイギリスにおいて、四人につき一人の割合で工業に従事してゐるとき、ドイツにあつては十二人につき一人がこれに従事した。」(フリードリヤンド)

ドイツでは、資本の集積は一八四八年に於てさへ、フランスの一七八九年よりも尙ほ劣つた状態にあつた。斯くドイツの工業的發達の立ち遅れた原因は種々あるが、エンゲルスによれば、その「一つは世界通商の本道となつてゐた大西洋から遠く離れてゐると云ふ、この國の地理的位置の不利であり、一つは十六世紀より現今に至るまで、ドイツがその渦中に巻きこまれ、且つドイツの國土で行はれたところの不斷の戦争」に基因するものであつた。

十九世紀初頭のドイツ工業は、尙ほ著しく手工業的であり、ツンフトの勢力は依然として支配的であつた。一八四六年のプロイセンに於ける次の數字がこの事實を語る。

手工業者	八四二、〇〇〇	經營數	四五七、〇〇〇
------	---------	-----	---------

工場労働者

五五一、〇〇〇

七九、〇〇〇

(小林良正氏「ドイツ經濟史要」一〇六頁。)

資本主義的生産の發端は、問屋制家内工業に於て見られ、マニユファクチュアこれに次ぎ、機械工場の發達は尙、微々たるものであつた。蒸氣機械の使用は、プロイセンに於いて、一八三七年に、四〇〇餘臺、一八四六年には一〇〇〇餘臺を數へるに過ぎず、綿絲紡績の五十萬に達する錘數中、蒸氣力によるもの殆どなく、水力によつて運轉するもの五八%、家畜の力によるもの二九%、人力によるもの十三%といふ状態にあつた。

ドイツ産業の中、もつとも早くから、優勢であつたのは、纖維工業と鑛山業とであつた。綿絲紡績の中心は、プロイセン、ザクセンであり、家内の機織業の中心はシレジア、石炭業の中心はルール地方であつた。

商業・交通 世界市場におけるドイツの地位はどうであつたか。一八三〇—五〇年間に於けるドイツ、イギリス、フランスの對外商業の總價格は次の如き數字に表現される。

	一八三〇年	一八四〇年	一八五〇年
イギリス	一、七六〇	二、二六〇	三、三八〇
フランス	七四〇	一、三二〇	一、三二〇
ドイツ	六六〇	一、二二〇	一、二二〇

これらの數字は、ドイツの經濟的立遅れを、だが同時にその漸進的な資本主義的發展を物語つてゐる。

商業の發達は、必然、國內交通機關の發達と交互關係に立つ。

先づ陸上交通に於ては、大道路の増加と鐵道の開通が擧げられる。

プロイセンに於ける大道路の増加

一八一六年	四一四マイル
一八四二年	一、三一三マイル
一八四八年	一、五七三マイル

しかるに此間、領土的統一の氣運が起り、北ドイツには「關稅同盟」が成立して、交通

組織の變改は益々必要とされ、鐵道がこの必要から開設された。即ち

(鐵道延長)

一八四〇年	四七〇 (キロメートル)
一八四五年	二、三〇〇
一八五〇年	六、〇〇〇

次に水上の交通は、曳舟によつて發達したが、一八一八年以降、ウエーゼル、ライン、エルベ、ドナウの諸河川に汽船による交通が始まつた。

海上航通は一般に不振であつた。十九世紀初頭には「ハンザ汽船會社」「ハンブルグ・アメリカ汽船會社」が創立されてその中心となつてゐた。

二、ドイツの基本的諸階級

封建貴族 ドイツの封建貴族は、尙昔ながらの特權の大部分を保有してゐた。封建的土地所有制度は殆んど到るところにはびこつて居り、領主は農民に對し、十分ノ一税、使用料、地代、貢税 (Beden)、戰爭税、地方税等を徴收した。領主は領地の農民に對する

司法權を有し、それには中世紀的な拷問がつきものであつた。また狩獵や魚漁の權利も彼等の獨占する處であつた。

封建制度の榮えてゐる程度は地方によつて異つてゐたが、ラインの左岸を除く外、封建制度の全然破壊されたところは何處にもなかつた。封建貴族の數は、當時極めて多數であり、且つその一部は極めて富裕であつて、公然國內の一等「身分」と見なされてゐた。そして、政府の高官はその中から出で、軍隊の士官も殆んど専らその中から出てゐた。

ブルジョアジー ドイツは經濟的に後れてゐたので、自然ブルジョアジーの勢力も弱かつた。「しかもなほ、一八一五年以來、ドイツにおける中等階級の富力と、その富力に伴ふ政治的勢力とは、絶えず増進しつゝあつた。少くともその最も當面の物質的利害に對しては、政府も、いやいやながら、頭を下げざるを得なかつた。諸小邦の憲法において中等階級に與へられてゐた政治的勢力は、一八一五年乃至一八三〇年、並びに一八三二年乃至一八四〇年の、二回の政治的反動期中に、すつかり彼らの手からねぢとられたが、そのかはり若干のもつと實際的な利益を與へられたので、さういふ損失はすつかり償はれた

といつても差支へない。中等階級の凡ゆる政治的敗北は、必ずその後商業立法の方面に於ける勝利をともなつた。又、たしかに、ドイツの商人や製造家にとつては、一八一八年のプロシア保護關稅、及び關稅同盟の成立は、どこかの小公國の議院で、彼等の投票を馬鹿にした大臣たちに不信任を表明するといふやうな、たわいのない權利よりも、遙かに立派な値うちのあるものであつた。」(エンゲルス「一八四八年におけるドイツ」マル・エン全集邦譯、第五卷二三五頁)。

だが、官僚貴族政府の多くの讓歩も、ブルジョアジーに完全な満足を與へることは出来なかつた。

「ブルジョアジーは、その富を増殖し、商賣を擴張して、間もなく或る段階に到達するや、この國の政治的構造のために、互に衝突する種々の傾向と氣まぐれとを持つた三十六人の諸侯伯の間にこの國がやたらに分割されてゐるために、農業及び農業に關聯せる商業に對する封建的束縛のために、無智にして尊大なる官僚が凡ての取引をやかましい監督の下に置いてゐるために、彼等の最も大切な利益の發展が阻止されてゐることを發見するに

至つた。同時に、關稅同盟の擴張と確立、蒸氣機關の普及、内國通商における競争の増大は、異なる諸邦及び諸州の商人階級を互に一層密接にし、その利害を均等にし、その勢力を集中させた。その自然の結果として、彼らの全集團はこぞつて自由主義的反對黨の陣營に投じ來り、ドイツの中等階級は、政權獲得のための最初の激烈な闘争に意氣揚々と乗り出したのである。」(エンゲルス前掲書)ドイツ中等階級のかかる變化は、一八四〇年、プロシアのブルジョアジーが、ドイツ中等階級の先頭に立つた時に始まる。

だが極度に遅れたドイツのブルジョア革命は、既にブルジョアジーとプロレタリアートとの間の階級對立が、お隣りのフランスやイギリスで極めて激化してゐた時代に始められた。この時代のドイツのプロレタリアートは、一七八九年のフランスプロレタリアートよりも遙かに進んだ指導をうけた。かくてドイツのブルジョアジーは前門の虎——貴族を克服しない前に、既に後門の狼——プロレタリアートの進出に脅された。これこそドイツブルジョアジーが、一八四八年七月以後、未だ克服し了へざる舊特權と妥協した所以である。

都市小ブルジョアジー ドイツでは大きな資本家及び製造業者が發達を阻害された結果

として、都市小ブルジョアジーが非常に多數であり、大都會では、これが住民の殆んど過半數を占めてゐたし、小都會では、一層富裕な競争者がないために、壓倒的優勢を占めてゐた。彼らは資本の壓迫によつて生活を脅され、一方封建制下の無權利と租稅の過重に悩んでゐた。小ブルジョアジーは、凡てのブルジョア革命に於て、重要な役割を演じたが、特にドイツでは一層重要な、一般に決定的な役割を演じた。エンゲルスは小ブルジョアの本質について曰ふ。「この小商工階級は、大きな資本家や商人や製造業者、即ちいはゆる本來のブルジョアジーと、プロレタリア階級、即ち勞働階級との中間に位してゐるところが、この階級の性質を決定する。この階級に屬する個人は、ブルジョアジーの地位にあつたが、ほんの些細な不運で後者の仲間へ投げこまれてしまふ。

君主國家や封建國家では、宮廷や貴族の愛顧が此の階級の存在に必要となる、この愛顧を失へばその大部分は滅亡する。小都會では、兵營とか、地方政廳とか、裁判所とかが、甚だ屢々この階級の繁榮の土臺を成してゐる。これらを引き去つて見給へ、たちまち小商人や、裁縫師や、靴屋や、指物師は没落してしまふ。かくて此の階級は、富裕階級の仲間

に入りこまんとする希望と、プロレタリア又は甚しき細民の状態に落ちこむ恐怖との間に、また公務の管理に割りこんで自己の利益を増進せんとする希望と、まづい時に反対して、彼等の最上の顧客を取り去る力を持つてゐるために、彼等の生存そのものを左右するとこの政府の怒りを買ふ怖れとの間に、はてしもなく動搖する。その所有する資産は僅少で、その所有の不確實なことはその所有の高に反比例する。——かくて彼等の見解は極めてぐらつてゐる。強力な封建政府または君主政府の下では、身を卑下して、はいつくばるやうに従順であるが、一旦中等階級が勢ひを得れば、たちまち自由主義の側に身をかはす。中等階級がその支配権を確立するや否や、激烈な民主的發作に襲はれるが、然しまた自身の下にある階級、プロレタリアが独自の運動を企てるや否や、恐怖のため淺ましい意氣沮喪に逆もどりするのである。」(エンゲルス前掲書)

労働階級 ドイツの労働階級は、一八四八年に於て、マルクス、エンゲルスの様な優れた階級的指導者を有し、「……同盟」の如き独自の階級的組織を有した。とは云へ、集中したブルジョアの存在が排除してゐたドイツでは、集中したプロレタリアの勢力の發

生する條件がなかつた。一般に労働者はツンフト的手工業の影響下にあり、ツンフトの復興、機械廢止のスローガンが彼らの中から叫ばれた。ドイツ労働運動の黎明は、一八四四年、シレジア及びボヘミアの工場労働者の叛亂によつて告げられた。

農民 尨大なる農民の階級(プロシアにおいては總人口の八〇%を占めた。)は、さらにまた種々の異つた層に細分されてゐた。

1 大農及び中農

この種の農民は、多少とも廣い農地を所有し、各々若干の農業労働者を使役した。この層は、無税の封建的大地主と小農及び農業労働者の中間に位するもので、これが都市の反封建的中等階級との同盟を以つてその最も自然の政治的進路としたのは自明の理であつた。

2 小自由農

この種の農民は、フランス革命の猛烈な打撃により、一時「フランス領」に編入され、従つてフランスの自由主義的法律に均霑した地方(ライン地方)に存在した。その他の諸州にも、同様の獨立小自由農が散在したが、これらは、代償金を收めることによつて封建

的負擔を償却するに成功した者であつた。

けれども此階級は名許りの自由農階級であつて、普通、その財産は大部分、しかも甚だ苛酷な條件の下に、抵當に取られてゐたので、實際の土地所有者は農民ではなくて、農民に金を融通してゐた高利貸であつた。

3 封建的小作人

彼等は容易にその借地から追ひ立てられはしなかつたが、その代り永代小作料を拂ふか、もしくは領主の爲に一定分の賦役労働を營むかせねばならなかつた。

4 農業労働者

多くの大農場に於ける彼等の状態は、近世の賃銀奴隷の貧困と、中世の農奴の無権利とを一身に兼ねて居り、常に地主のステッキの脅威の下に追ひ使はれてゐた。

以上の如き農村の被搾取層は、廣大な地域に分散し、存在したため、その團結と一致の行動を阻まれ、彼ら独自の運動を企てることは絶體に困難な状態にあつた。彼らは「もつと集中され、もつと啓蒙された、より活動的な都市民衆の先導力を必要とする。」(ヘンゲ

ルス前掲書)

×

×

×

以上を要約すれば、十九世紀初頭におけるドイツ諸邦の状態は次のごとくであつた。ブルジョアジーは、彼らの力を自覺し始め、彼等の工業生産力の發展を妨げる封建的小國分立や、國內關稅に對し、又彼らの政治的無權利に對し、もはやこれ以上我慢が出来ないと決心をかためつつあつた。土地貴族の一部分は單なる市場商品の生産者となり、ブルジョアジーと同一の利害を有し、共同の動作をとる迄になつてゐた。小ブルジョアジーは不満だらけで、租稅に對し、或は封建制下の無權利に對し常に不平を鳴らしたが、といつて自己の地位を確保すべき何らの明確な方針をも持たなかつた。農民はここでは領主の封建的苛斂誅求により、かきこでは高利貸に壓迫されて居り、都市の労働大衆は一般的不満に感染し、原始的な反抗を試みてゐた。

これらの大衆は、種々相異なる利害より出發したのではあつたが、然し多少とも舊制度反對の點で一致してゐた。その第一線に立つたものはブルジョアジー——とくに「フラン

ス革命」時代の洗禮を受けてゐたライン州のブルジョアジーであつた。

三、基本的諸階級のイデオロギー

青年ドイツ派 十九世紀初頭のドイツ・ブルジョア・インテリゲンチヤの間にその指導的地位を占めたものは、文學界に於ける「青年ドイツ派」と、哲學界に於ける「青年ヘーゲル派」の運動であつた。一八三〇年のフランス七月革命の後、ルウドギヒ・ベヨルネ、ハイリッヒ・ハイネの影響下に集つた作家の一團（ルウドギヒ・ギインバルク、カルル・グッツコウ、ハイリッヒ・ラウベ、テオドル・ムント）は「青年ドイツ派」を結成した。青年ドイツ派は、その政治的綱領の確固たることによつてでなく、舊きものに對する抗議といふことによつて強かつた。それは十九世紀前半期におけるドイツ・ブルジョアジの反政府的氣分の表現者であつた。

ハイネ ハイリッヒ・ハイネは青年ドイツ派の中心であり當代ドイツの最も生彩ある詩人の一人である。彼は機智と皮肉と諧謔に満ちた筆を揮つて辛辣に貴族と宗教を揶揄し、鞭うつた。七月革命の翌年三月、ハイネは書いてゐる。「フランス革命の初以來、貴族

は民衆に對して戰鬪準備を行ひ、公然或は陰然と、自由、平等の原理とその代表者なるフランス人に對して戰つた……しかも革命の精神は不死であり、……七月末の偉大な産褥の中で、個人としてではなく、全民衆としての革命が生まれた。そして、革命はかく民衆化し、驚駭のために鍵束を手から落とす獄吏を嘲笑する。貴族にとつて、それは何たる困惑事であらう！」（カールドルフ貴族論の序）

ハイネは僧侶身分を「中世の神聖な吸血鬼」と罵り、ケルンの伽藍を「精神のバステイユ」と皮肉り、ドイツの市民階級に對しては、「もはや弱々しい笛であるな。牧歌的な心であるな。——祖國のラツパであれ。大砲であれ。巨砲であれ。」「マルセーユ讚歌の旋律もて、ドイツの自由を歌ひ、たたへよ。」と訴へた。ハイネの鋭い諷刺と革命的な氣息は、遂に聯邦議會の彈壓を招き、彼は國外への流竄を餘儀なくされた。同時に議會は「青年ドイツ派」に屬する一切の文書の公刊を禁止し完全に彼らの糊口の資を斷つてしまつた。「青年ドイツ派」の疲れた手から、落ちた武器を取り上げたのは、青年ヘーゲル學徒であつた。

ヘーゲル　ヘーゲルの哲學は、カント以來の哲學的運動の最高の終局段階であり、ドイツ古典觀念論及び觀念論的哲學一般の進歩的發展の完成であつた。

ヘーゲル哲學の最大の功績は、それが初めて、自然的、歴史的、及び精神的全世界を、一個の過程として、即ちこの世界を絶えざる運動、變化、變形および發展において研究し、この運動の發展の相互的的聯關を發見しようと試みたことであつた。

一八三〇年代の終りに當つて、ヘーゲルの學派に分裂が起つた。ヘーゲルの體系に主點を置いた保守派と、ヘーゲルの辯證法的方法に重點を置いた左翼——いはゆる青年ヘーゲル派との分裂がそれである。

青年ヘーゲル派は此時以來、新興急進ブルジョアジーの哲學たる正體を現はし、既成宗教と絶對主義に對する哲學的鬭争の火蓋を切つた。(シュトラウス、ブルノー・バウエル) 青年ヘーゲル派の一團は、既成宗教に對する戦ひの實際上の必要に迫られて、英佛の唯物論に逆轉したが、ここで彼等は「自然を絶體觀念の外化」と解するヘーゲルの體系と、自然を唯一の實在と解する英佛の唯物論との矛盾に逢着して苦惱してゐた。

フォイエルバッハ　この時に當つてルウドギヒ・フォイエルバッハの「キリスト教の本質」が現れた、フォイエルバッハは唯物論を文句なしに、玉座に据ゑて、右の矛盾を一擧に粉碎した。彼によれば、「自然はすべての哲學と没交渉に存在する。自然は我々人間が發育するところの基礎であつて、人間それ自身が自然の産物なのである。自然と人間とを外にしては何物も存在しない。吾々の宗教的所産たる、人間以上に位する實體なるものは、吾々自身の實體が空想上に反映したものに外ならぬ。」(F・エンゲルス「フォイエルバッハ論」邦譯、岩波版、四二頁)のであつた。だが、フォイエルバッハにあつては、人間の本質が社會的諸關係(一定の具體的歴史的な)の總體として把握されず、一個の「抽象體」として把握された。併し乍ら、プロシア國王も、モーゼルの農民も生理學上、解剖學上から云へば一個の人間に過ぎないが、彼らの社會的地位の上には天と地程の差異があつた、更に十七世紀の人間は十九世紀の人間とも異つてゐた、もし人間が單に自然の産物であるにすぎないならば、これら總ての差異は如何にして生じたのであるか?

フォイエルバッハを含めての古い唯物論の不徹底性、不完全性、および一面性への洞察

は唯物史觀——社會的現象の領域への唯物論の徹底的な適用及び擴張によつて揚棄された。この哲學的唯物論の完成者はカール・マルクス及びフリードリッヒ・エンゲルスであつた。

マルクス・エンゲルス カール・マルクスは、一八一八年、ドイツの最も工業的な地方であるライン州のトリエル市に生れた。父は辯護士で、ユダヤ人出身であり、一八二四年、猶太教から基督教に改宗した。家庭は裕福で教養があつたが革命的ではなかつた。トリエルの高等學校を終へた後、マルクスはボンの、續いてベルリンの大學に入り、法律學を、だがとりわけ歴史と哲學とを勉強した。當時彼はまだヘーゲル主義者であり、觀念論者であつた。ベルリンでは「青年ヘーゲル派」のグループに屬してゐた。だが彼は最初から青年ヘーゲル派の抽象的傾向、政治的闘争からの分離を非難してゐた。一八四二年、ライン地方の急進ブルジョアジーの手によつて反政府的な黨派の機關紙「ライン新聞」が創刊され、マルクスは招かれてその主幹となつたが、政府の同新聞に對する迫害は激しく、マルクスは遂に退社し、同紙は發行を停止された。

一八四三年、マルクスは異郷の地パリに赴き、其處でアノルド・ルーゲ（當時青年ヘーゲル派）と共同で急進的な雑誌「獨佛年誌」を發行した。同紙に發表した諸論文に於て、マルクスは「あらゆる現存するものの假借なき批判」及び特に「武器の批判」を宣言し、ヘーゲル哲學の階級の本質及びその觀念論を批判し、歴史とは自己の目的を追求する人間の活動に外ならず、舊制度の變革は、此變革をもたらすことに滿身の關心を持ち得る階級の存在にかかつてゐるとの結論に達した。

マルクスは、人間の認識が彼と獨立に存在する自然、すなはち發展しつつある物質を反映するのと同様に、人間の社會知識（即ち、種々の哲學的、宗教的及び政治的等々の諸見解や諸學説）は社會の經濟的構造を反映すること、政治的諸制度は經濟的基礎の上層建築であることを認識し、この經濟的構造の一層の研究——イギリス古典的經濟學（スミス、リカード等）及びフリーリエ、サン・シモン等、フランス社會主義者の理論の研究に身を投じた。

更にマルクスはドイツ社會内に存在する種々の階級——貴族、官僚、ブルジョアジーを

順々に検討し、ドイツ民衆を解放し、社會的秩序を變革することのできる歴史的階級を追求した、そして最後にプロレタリアートこそは、失ふべき鐵鎖以外には何物も所有せず、社會制度の××によつてのみ獲得すべき全世界を有する解放戰の歴史的擔ひ手であるとの結論に到達し、全囑望をプロレタリアートの上に托し、自らはプロレタリアートに、その意識を吹きこむ××家として、プロレタリアートの眞只中に乗り込んで行つた。

フリードリッヒ・エンゲルスは、一八二〇年、ライン州の北部、紡績工業の中心地バルメンの富裕な工場主の家庭に生れ、最初ハイネ、ベルネ等「青年ドイツ派」の感化を受け、後フォイエエルバッハの「キリスト教の本質」に強い衝撃を受けて「青年ヘーゲル派」の一團とも親しく交際した。マルクスとの交友は一八四二年のライン新聞時代から始まつた。

其後、兩人の思想的傾向は完全に一致し、エンゲルスはマルクスの生涯の共勞者となつた。

ワイトリング 當時、パリにはドイツ出身の亡命勞働者によつて「正義者同盟」が作られてゐたが（一八三六―三九）、その中心的な活動家はドイツの縫工、ウイヘルム・ワイトリングであつた。彼は空想的社會主義者フリーエおよびサン・シモンの説に親しみ、

オーギュスト・ブランキーと交つた。

ワイトリングは、ユートピアンと異り、貧民の自然發生的な××に頼つて、そのユートピアを實現せんとする思想の持主であつた。

最初マルクス、エンゲルスは、ワイトリングに近づいたが（一八四六）、政綱の相違によつて兩者は一致する事が出来なかつた。

一八四〇年頃より、マルクス、エンゲルスは、ブラッセルにあつて「勞働者教育協會」を設立し、プロレタリアートの組織事業をつづけた。マルクスは會員に經濟學を講じた。

この團體を基礎として、且つブラッセルと他の地點との間を旅行してゐる同志を利用して、マルクス、エンゲルスは、ドイツ、ロンドン、パリ、スイスに存在してゐた勞働者の小團體と連絡をとり、結束を固めようと努力した。

マルクスは、一國的な、純粹にドイツ的な組織の代りに、一つの國際的なコミニニストの組織を持たうと畫策した。かくて一八四六年頃には、ブラッセルを中心とする通信委員會が、ロンドン、パリ等に組織された。

ブンド・デル・コムミュニステン 一八四七年の夏、ロンドンに於て、これら各地方のコムミュニストの代表者が集つて、Bund der Kommunisten を結成し、同年末の第二回大會に於て「×××宣言」の草案を承認した。「宣言」はマルクス及びエンゲルスによつて起草された。この著作は、在來一切の社會の歴史を階級闘争——抑壓者と被抑壓者との闘争の歴史であるとなす歴史的叙述を以て始まり、首尾一貫した唯物辯證法的世界觀によつて、資本主義を分析し、プロレタリアの歴史的使命を強調し、有名な「萬國の労働者團結せよ！」の語を以て全篇を結んでゐる。

この「宣言」が現れたのは一八四八年二月であつた、故に「宣言」は、一八四八年の革命におけるプロレタリアートの闘争に大きな影響を與へることは出来なかつた。

第二節 三月革命とその諸結果

四十年代のドイツは既に××の前夜にあつた。火事が起るのには、ただ火花が足りなかつただけであつた。一八四七年の商業大恐慌と、打ちつづく凶作は、都市や農村の貧民を

絶望に陥入れ、餓ゑたる者は各所に叛亂の火の手を上げた。一八四八年二月、パリーの労働者は蹶起して、金融貴族の支配、ルイ・フィリップの王政を倒し、共和國の臨時政府に生え抜きの労働者を一人入閣せしめた。革命の西風は、三月には、ドイツにも吹き捲り、小中諸國の王座は悉く動搖した。この革命で決定的意義を持つたのは二主要國——オーストリーとプロシアに於ける諸事件である。

ウインの革命 パリー革命の最初の報道が傳はると共に、ウインに於ては民衆の叛亂が勃發した。

ウイン市民は統治體系の改變とメッテルニツヒの免黜とを要求した。三月十三日、學生及び労働者の大衆が街頭に現れて、口々に「メッテルニツヒを倒せ！」「憲法萬歳！」を叫んだ。政府軍は群衆に一斉射撃を浴せたが、民衆は街上にバリケードを築いてこれと戦つた。遂に途方にくれた政府はメッテルニツヒを辭職せしめた。

革命軍の中堅たる學生は武装して「學士聯隊」を組織し、同時にブルジョアジーも平民の運動に對して「秩序」を守るために自らの「國民衛兵」を組織した。既に三月十三日の

夜ウイン郊外の労働者の來援を拒否したブルジョアの數隊が労働者側を射撃した。

四月二十五日、皇帝は、選挙の納税資格を必要とする、また貴族院を有し、皇帝が立法議會の決定に對して無制限の不裁可權を持つ憲法を下賜した。

オーストリーにおける革命は、オーストリーの支配下にある諸民族の民族運動によつて更に複雑化された。オーストリーの各民族は各々相異なる經濟的發展段階にあつたが、資本主義的に最も發達したのはドイツ人であり、最も後れた民族はスラブ人、ルテニア人、スロワキア人、クロワート人であつた。

後に反動勢力はこのスラブ人に依據して「革命」を鎮壓したのであつた。

ベルリン 叛亂はプロシアにも勃發した。パリイに於ける二月事件の報道が重なるにつれてベルリンに於ける興奮は日一日と増大した。

一八四八年三月五日以來民衆は市の公園チーヤガルテンに集會し、絶えず示威運動を行ひつつ絶対制と舊制度との廢止を要求した。三月八日、國王フリードリヒ・ウイヘルム四世は身分別代表者會議の召集と檢閲官の廢止とに關する二つの勅命を發した。ブルジョ

アはこれだけで大恐悅であつた、だが労働者の不満は去らなかつた。三月十三日、ベルリン・ブランデンブルグ門附近で労働者の大衆と哨兵隊との間に小競合が起り、それは新しい騷擾の口火となつた。三月十八日、國王の軍隊が、改革を約束せる國王を祝迎した民衆に對して發砲するや、民衆は信ぜられぬ程の早さで全市にバリケードを築いた。間斷なく警鐘が鳴り響き、その召集に應じて武装した民衆がベルリン附近から急行した。夕方になつて、軍隊と市民の間に三十時間に亘る激しい市街戦が展開され、朝頃には疲労した軍隊は中央に逐ひ歸された。遂に三月二十一日、國王は立憲制の施行と軍隊の憲法に對する宣誓を言明した。パリケードで闘つた人々の壓倒的多數は、錠前工、機械工、指物師等——労働者階級であつた。だが勝利の結果は自由主義的貴族とブルジョアジーから成る「三月内閣」が樹立され、復選法による、有産者層によつて選出された國民議會の設立が決定された。

フランクフルト議會 オーストリーとプロシアとはドイツにおける二つの支配的國家であるから、兩國の首都に於ける民衆の勝利は、當然全ドイツのために代議制議會を問題とし

た。三月末にフランクフルト・アム・マインで「準備議會」が開かれ、五月十八日に憲法會議が開かれ、そこで全ドイツの憲法がつくられることになった。民衆はこの議會こそ、ドイツ聯邦全體の最高立法權威として行動するものと多大の期待を懸けてゐたが、會議に集つたブルジョア自由主義者は間もなく明瞭に民衆を裏切つた。

フランクフルトの國民會議は、一聯の紛糾した分派鬭争に於て審議したドイツ帝國憲法を、一八四九年三月二十八日に最終的に決定したが、その際プロシア國王を全ドイツの皇帝に擇ぶことを以て、局を結んだ。ところが會議の代表者團が作り上げた「紙の王冠」はフリードリヒ・ウイヘルム四世のお氣に召さなかつた。彼は、國民議會の承認の下に於てではなく、ドイツ諸王侯の賛成の下にでなければ此王冠をかむらぬと頭を振つた。

そこでドイツの主權者は王侯なりや、人民なりやといふ問題が再び提起され、彼らはそれを現實の力關係に於て決定せず、退屈な紙の上の法律論で閑をつぶした。かくて會議は益々民衆の前にその無能を暴露した。

一方、プロシア政府は、中小諸國に對して革命の斷罪者たる役を買つて出で、その代償

として、それら諸國がプロシア政府にドイツ支配權を許容することを望んだ。

プロシア政府が戦備を整へ、國軍の大部を召集し、大軍を特にフランクフルトにむけて動かしつつあつたときに、國民議會は依然として役にも立たぬ告示や決議を採擇してゐたのであつた。

労働者独自の運動 斯る状態の下において、ブルジョアジーの最も脅威を感じたものは、労働者独自の運動の成長であつた。

革命の勃發と同時に、ブンド・デル・コムミュニステンの影響下にドイツに散在してゐたメンバーは精力的な活動を始めた。そのうちの一人であるステファン・ボルンは四月十八日にベルリンに労働者のための中央俱樂部をつくり、六月以降小さな新聞「労働者の友」を發刊してアジテーションを展開し、八月二十五日、ベルリンに於て全ドイツ労働者團體の大會を召集した。ベルリン、ブレスラウ、ハンブルグ、ライプツィヒ、ケーニヒスベルグ、ミュンヘンその他の大都市三十五労働團體の代表者四十名の参加によつて、次の議題、即ち「國家による労働の保證、産業労働組合の國家的支持、一切の寄邊なき廢疾勞

働者の國家的扶養、過長労働時間の制限、労働階級の利益に於ける税制の改革、消費税の撤廃、無料教育をなす國民學校、無料法律手續、ドイツの若干の國に於ける労働省の設立。」を審議し、中央、地方、地區委員會を有する労働者の組織と、機關紙「親睦」の發行を決議した。併し乍ら此大會の決議の中には、當時としては進歩的な社會民主主義的諸要求とともに、反動的觀念——労働者の利益は資本家の利益と合致するといった思想が少からず見受けられた。

ステファン・ポルンの組織とは別に、ブンド・デル・コムミュニステン他のメンバーは、マルクスの勸告に従つて、現存してゐる民主主義諸團體に入りこんで其處に彼らの勢力を扶植した。革命の報に接するや、マルクスは數名の同志と共に亡命地ブラッセルを發し、見事にドイツに潜入した。マルクス及びエンゲルスは彼らの活動の中心地をライン州のケルンと定めた。彼らが目標を此處に擇んだのは此地方こそドイツに於ける最も工業的な地方であり、プロレタリアートの密集地であつたからに外ならない。

マルクスはケルンの民主主義ブルジョアジエの機關紙「新ライン新聞」を手に入れ、此

紙上に於て凡ゆる基本問題を取上げて論じた。最初マルクスは同紙を中心に、ドイツのあらゆる封建的遺物を一掃すべき民主主義的××勢力を作るための精力的なアジテーションを行つた。マルクスは、民衆は自分自身の憲法を採用すべきである。そして王權を顧慮することなく、この國を唯一不可分のドイツ共和國だと宣言すべきであると主張した。だが自由主義者たちは議會にあつて最後まで國王との妥協を説きつづけて居た。一八四八年六月のバリー・プロレタリアートの敗北以後、反動の攻勢が始まり今やドイツ・ブルジョアジエの極左翼すらが頼むに足らない存在となつた、マルクス及びエンゲルスは戰術を變更し、今度は彼らの活動の中心を「ケルン労働者同盟」に集中した。マルクスが「新ライン新聞」に「賃労働と資本」に關する論文を連載したのは、かかる状態に於てであつた。同論文の冒頭に於てマルクスは一八四八年に於ける革命の敗北を論じつつ云ふ。「あらゆる××的叛亂は、たとへその目標はまだ階級闘争とは縁遠い様に見へようとも、××的労働者が勝利するまでは、失敗せざるを得ない……およそ社會改造は、プロレタリア××と封建的反革命とが、世界戦争において武器をもつて輸贏を決するまでは、一のユートピアに

とどまる……」 「賃労働と資本」岩波版、長谷部氏譯、三六頁)

併しこの變更は餘りに遅すぎた。それは二月(一八四九年)に行はれたのであるが、五月には「ドイツ革命」は既に完全に粉碎され、プロシア政府の白色テロルのために「新ライン新聞」は廢刊され(五月十九日)、マルクス等は再び國外に去らねばならなかつた。

反革命の勝利 ブルジョアジーの革命からの退却は、直ちに貴族、士官及び官吏からなる反革命の乗するところとなり、反動は攻撃に移り、それは隣國パリイ・プロレタリアートの七月の壊滅の報道に接するや否や特に決定的となつた。反動の攻撃は、農民の封建的義務を部分的に廢絶することによつて、その鋭鋒を鈍らしたため一層容易となつた。

反動勢力は、まづ第一に、ドイツ人、ハンガリー人、及びスラブ人等の間の民族的差別を利用することの出來たオーストリーに於て勝利を占めた。ドイツ人の軍隊はプラーグにおいて總スラブ人會議を解散させた。十月三十一日には革命的ウインがスラブ人の軍隊に援助された反動軍によつて襲撃され、勇敢な學生軍と武装不十分なプロレタリアートが抵抗を試みたが遂に敗れ、次でオーストリーの憲法議會は解散され、三月以前の無制限な權

力を持つ王政が復活された。

オーストリーにおける反動の勝利に元氣づけられて、プロシア政府はその傲慢さを盛返した。ベルリンには軍隊が引き入れられ、國民議會は解散され、服従を肯じない少數の代議員等は銃劍によつて追拂はれた。憲法は絶対制にとつても、大地主や官吏の支配にとつても邪魔にならないやうに修正された。かくて一八四八年の末には大部分のドイツ諸國に於いて革命は鎮壓された。

ウイン及びベルリンにおける諸事變が、反革命の勝利を以て局を結ぶや、フランクフルトの國民議會の代議員達は蜘蛛の子を散らす如く逃亡した。議會に殘留したブルジョア左派は漸く絶対制及び反動に宣戦すべく決議はしたが、斷乎たる態度を以て行動する事なく、徒らに遲疑逡巡して遂に一八四九年六月十八日に解散せしめられた。

この悲しむべき革命の敗北の中に、最後まで反動と戦つたのは労働者であつた。一八四九年五月、ドレスデン、ハルツ、バーデン等にくたの労働者、小ブルジョア、農民の叛亂が勃發した。

ドレスデンでは、ロシアの亡命家バクーニンやステファン・ボルンが労働者の先頭に立つて戦ひ、市街戦は四日間も続いたが遂に叛亂は鎮壓された。

一八四八年の意義　マルクスはドイツの「一八四八年」を、イギリスの「一六四八年」フランスの「一七八九年」と比較して次の如く述べてゐる。

「一六四八年および一七八九年の『××』は、新時代の入口に立つてゐるといふ限りなき誇りの感情によつて鼓舞されたのであるが、一八四八年におけるベルリン人たちの誇りは、彼らが時代錯誤を代表してゐたといふ事實に基いてゐた。彼らの光は、星の光と——光を送つた光源の消滅後十萬年目にわが地球の住民に届く光線を有する星の光と——違つてはゐなかつた。ロシアの『三月革命』は、ヨーロッパにおける斯かる星を小型に表はしてゐた——ただ小型にしてのみ表はしてゐた。その光は、久しい以前に朽ち果てた社會の死屍の光であつた。」

既に××的性質を喪つて居たドイツ・ブルジョアジーに就てマルクスは云ふ。

「ドイツのブルジョアジーの發達は極めて緩慢であり、遅々たるものであり、のろのろ

したものであつたから、それが封建制度および絶對制に對して危険となり始めたときには、すでに他方において、プロレタリアート、および都市人口中の、プロレタリアートと利害および思想を同じうする諸層が、それに對立してゐた。ブルジョアジーの敵の中には、その『背後にある』階級のみならず、その『前面にある』全ヨーロッパがあつた。一七八九年のフランスのブルジョアジーとは違つて、ロシアのブルジョアジーは、現代社會の全體をば舊秩序の代表者たる國王・貴族に對抗して保護する階級ではなかつた。それは、すでに國王とも民衆とも衝突する階級に落ちてゐた、そしてどちらの敵に對する關係においても優柔不斷であつた。けだしそれは、常に腹背の敵に眼を配つてゐたからである。」（マルクス「プロシア革命の總決算」邦譯、マル・エン全集、第四卷參照。）

一八四八年の××の分析を基礎に、マルクス及びエンゲルスは一八五〇年の三月、ブンド・デル・コムミュニステン「檄」の中で、將來の××におけるプロレタリアートの、民主々義小ブルジョアジーに對する戰術を詳細に論じてゐる。此處には今日（當時）自由主義ブルジョアジーは封建的諸黨派と相並んで労働者の敵であること、最も近き將來に於

て社會的構成上極めて雑多な色彩を持つ小ブルジョアジの民主黨が、かの一八四八年における自由主義ブルジョアの演じたと同じ役割を演ずるであらうと述べてプロレタリアートの注意を喚起してゐる。

一八四八年の革命は、プロレタリアートが得た最初の貴重な闘争の經驗であつた。この闘争の敗北の主要原因となつた小ブルジョアジの動搖、反動の殘酷極まるテロル——これら凡てはプロレタリアートの先驅的分子がユートピアンの平和主義的幻想から解放されるのを助けた。マルクス主義の客觀的眞理性は此事件を通じて實證され、科學的社會主義に對するプロレタリアートの信望をたかめた。

第六章 十九世紀における労働者の國際的運動

第一インターナショナルの成立事情

運動の先驅 一八四八年の此の「宣言」を綱領として有つた「ブンド・デル・コムミュニステン」は當時の客觀的情勢が、その目的と適合しなかつたことよりして、同盟としては充分にその目的を追求し實現することができなかつたので一八五〇年には、遂に解散せざるを得なくなつてしまつた。斯く同盟そのものの運動は、何ら顯著なる業績を跡づけなかつたけれども、その宣言が全世界のプロレタリアの赴くべき道を指示したといふ一事を以つて、優にその歴史的使命を果したと言つてよいであらう。しかもこれが實に世界におけるインターナショナル運動の前驅を爲してゐると見るべきものである。

一八五〇年「ブンド・デル・コムミュニステン」の滅亡後十數年間におけるヨーロッパ諸

國は、經濟的には資本主義の發達期であり、政治的には極端なる反動政策の横行期であつた。當時イギリスでは、繊維工業、機械製造工業は殆んど世界における獨占的地位を占め、これらの工業の發達に伴ふ都市人口の膨脹と共に、建築業もまた資本主義化した。その結果近代的労働者の大衆的發生を促したが、彼らは貧困と苦惱の生活を續けねばならなかつた。しかしその階級的自覺は必然的に自らの解放の要求をなすに至つた。

客觀的情勢 イギリスでは、一八二五年から普通選舉を目的として活躍をしてゐたチャーチスト運動が、一八四八年に衰滅し、その後は労働者は専ら經濟的改良に主力を注ぎ、政治的には僅かにブルジョア政黨の表面的な改良を以て満足してゐた。しかし一八四七年より襲來した商業恐慌は、勢ひ労働者のストライキを續出せしめ、ロンドン建築工によつて起されたその第一回のストライキは、一八五九年七月二十一日より翌年の二月六日まで凡そ半歳に亘つて行はれた。後にインターナショナル運動の中心となつたオッジャー、クリマ一等はその主導者として活躍した。このストライキによつてイギリス労働運動は一轉機を劃し、從來の平和的要求を棄てて闘争的な色彩を有つに至つた。一八六一年の春には更ら

に大規模のストライキが行はれ、ロンドン全市の労働組合が、結社の自由、及び九時間半の労働時間短縮の要求を貫徹しようとした。その中心的指導者は何れも後にインターナショナル運動に活躍した有力な闘士であつた。ところが資本家は、これに對して戰術を變更し、内國労働者を壓迫する手段として、まだ生活程度の低い大陸の労働者を輸入して罷業破りをせしめたが、これはイギリス労働者にとつて大打撃であつた。従つて各國労働者にとつては、國際的に平等な労働条件を要求することが共通なる必要事であると考へられるやうになつた。イギリス労働者達は、大陸、なかんづく、特にフランス、ベルギー、ドイツの労働階級と提携することが緊急な必要事であつた。その目的のために活躍したのは、當時ロンドンに亡命してゐたところの「共產主義労働者教育クラブ」の部員達で、これらの人々の解放運動は、労働者の國際的精神をますます深めるやうになつた。恰もその時、一八六二年五月、ロンドンに開かれた第三回萬國博覽會を期して各國の労働者代表達が集つた。中でもフランスの労働者は最も多數であつた。

その頃フランスでは、一八四八年の革命運動に失敗したため、殆んど革命的闘士を失ひ、

労働大衆は大部分政府に懐柔せられるに至つた。そのため一八五〇年より一八六〇年までプロレタリア運動は殆んどその影を潜めてゐた。一八五二年にルイ・ナポレオンが皇帝となり、国内民衆の不平を轉じて外國へ向けようとし、イタリア戦争、クリミア戦争、對支戦争、對オーストリア戦争などを起したけれど、却つてそれは國民に多大の負擔を課し民衆の信望を失ひ、且つ財政的基礎を弱めるに至つた。當時フランスにはブルードンの思想に影響された労働者團體があり、その有力者トーレン等の主張が容れられ、労働者自らの選出した代表者をロンドン博覽會に見學せしめることになつた。見學に行つた七百五十人の労働者の中の一部の闘士は、これを派遣した政府や資本家の豫期に反して、イギリス労働組合の指導者と相識り、友情を温め、或者はそれ以來ロンドンに定住して、イギリス、フランス労働者の聯絡の衝に當ることになつた。後にインターナショナルのフランス部の書記になつたデュボンの如きはその一人である。この兩國労働者の提携を永久ならしめたものは、一八六一年——一八六四年の北アメリカにおける棉花飢饉の影響とポーランド一揆とであつた。

北アメリカにおける南北戦争のため、ヨーロッパ殊にイギリス、フランス棉花の缺乏を來し、紡績業の大恐慌が勃發した。一八六三年におけるイギリス失業者は二十五萬人、この外、部分的失業者は十六萬六千に上り、更らに十二萬人の者は一割乃至二割の賃銀値下げを餘儀なくされた。労働者は、この窮狀から免れようとして資本家と必死の闘争をしたが、多くの場合、前述の如く、大陸より輸入された労働者の罷業破りのために敗北して終つた。かくて労働者の國際的提携の必要はいよいよ痛切に感じられた。他の一つは、一八六三年の始めに勃發したポーランド一揆に對し、ヨーロッパ労働者は大いに同情し、同年四月イギリスはビースリイを中心とした労働者が、ポーランド革命軍を壓迫しようとするイギリス政府を非難し、フランスの労働者に提携を求めた。更らに一八六三年七月には兩國代表は會合して、イギリスのクリーマー、オッジャヤ、フランスのトーレン等は、ポーランドを隸屬せしめるところのロシア政府をば援助するパーマーストンの外交政策を攻撃し、對露開戦の必要を高唱し、ポーランドの窮狀を訴へ、ロシアの侵略政策の撲滅を叫んだ。つづいてポーランド及びドイツの労働者も加はり、萬國の労働者の團結に向つての光明を

もたらした。

當時ドイツにおいては一八四八年の革命運動の後、反動政策が横行し、ブルジョアジーは舊勢力と結托してプロレタリア壓迫に専心した。一八五四年七月の聯邦議會は政治的・社會主義的又は共產主義的目的を遂行しようとする凡ゆる労働團體に對して二ヶ月以内に解散すべきことを命令し、更らにかかる團體の組織を嚴禁した。従つて社會主義運動は必然的に秘密結社の形式を採るやうになり、多數の社會運動者はスイスに逃れて畫策した。かかる間にも資本主義はますます發達し、近代プロレタリアはいよいよ増大し、一八六三年にはラッサールを中心とする「全ドイツ労働者同盟」が成立し、プロレタリア運動を促進せしめた。しかし大陸における當時の労働者組合は、階級闘争による解放を目的とするといふよりは、むしろ労働者の社交、職業見習、共濟等をその目的とするクラブの如きもので、偶々政治的革命を企てる團體があつても、ただ地方的な性質のものに過ぎなかつた。謂はば諸國の労働者は未だ階級的に目醒めて國際的に團結するまでに進展してゐなかつたのである。

一八六四年九月二十八日 かうした状態にあつた際、前述したイギリスの商業恐慌とポ
ーランドの反亂は、實に各國労働者を國際的に團結せしめる契機となつたのである。ロン
ドンにおけるポーランド壓迫反對國の労働者の會議のあつた翌年、即ち一八六四年の九月
二十八日には、ロンドンのセント・マルチンス・ホールにイギリス、フランス、ドイツ等
の労働者の大規模の國際會議が開かれ、常設的の國際労働團體の組織をつくることが可決
された。この日を以つて事實上インターナショナル（國際労働者協會）が成立したわけで
ある。普通には、これを「第一インターナショナル」と呼びその後の第二、第三インターナシ
ョナルと區別してゐるのである。この會合では、常設的國際組織の名稱、その創立宣言及
び規約を起草することをマルクス、オツジャー、ル・リュベ等三十二名を選任した。そし
て本部をロンドンに置き、各國の首府に支部を置き翌年ベルギーに大會を開くことを定め
た。

マルクスはドイツの通信員としてこの會合に出席したが、同會より依頼された起草を引
き受けた。その起草のためには透徹した社會主義理論を有ち、各國の労働運動の歴史に通

曉した人でなければ到底不可能であつたからマルクスこそ最もその適任者であつたと言はねばならない。同年十月十二日に開かれた第二回の集合では、その結社が、はじめて「國際労働者協會」なる名稱を採用した。更らに十一月一日の臨時大會においてマルクスの起草した英文の「創立宣言」は満場一致で可決された。選任された委員は、ブルードニスト、トレード・ユニオニスト、共和主義者、その他いろいろの思想的傾向を持つものの集りであつたから、マルクス主義に則るところの創立宣言及び規約を起草して採用せしむることはマルクスの多大なる苦心であつた。この宣言は、「ブンド・デル・コムミュニステン」の綱領として採用された「宣言」の結語としてゐる「萬國のプロレタリア團結せよ！」といふ同じ言葉を以つて結ばれてゐる。これはその後、今日に至るまで世界労働者階級の解放運動の指針となつてゐると言つて差支へない。

マルクスは、この宣言の中で資本主義の現情勢力を観察し、少數の搾取者と多數の被搾取者との階級的對立の事實を説き、労働者が労働者保護法の制定と一定の計畫に基づく自助手段の貫徹とのためにする鬭争は必要であり有意義であること、しかし、結局はプロレ

タリアートが××××××××の必然性を説いた。

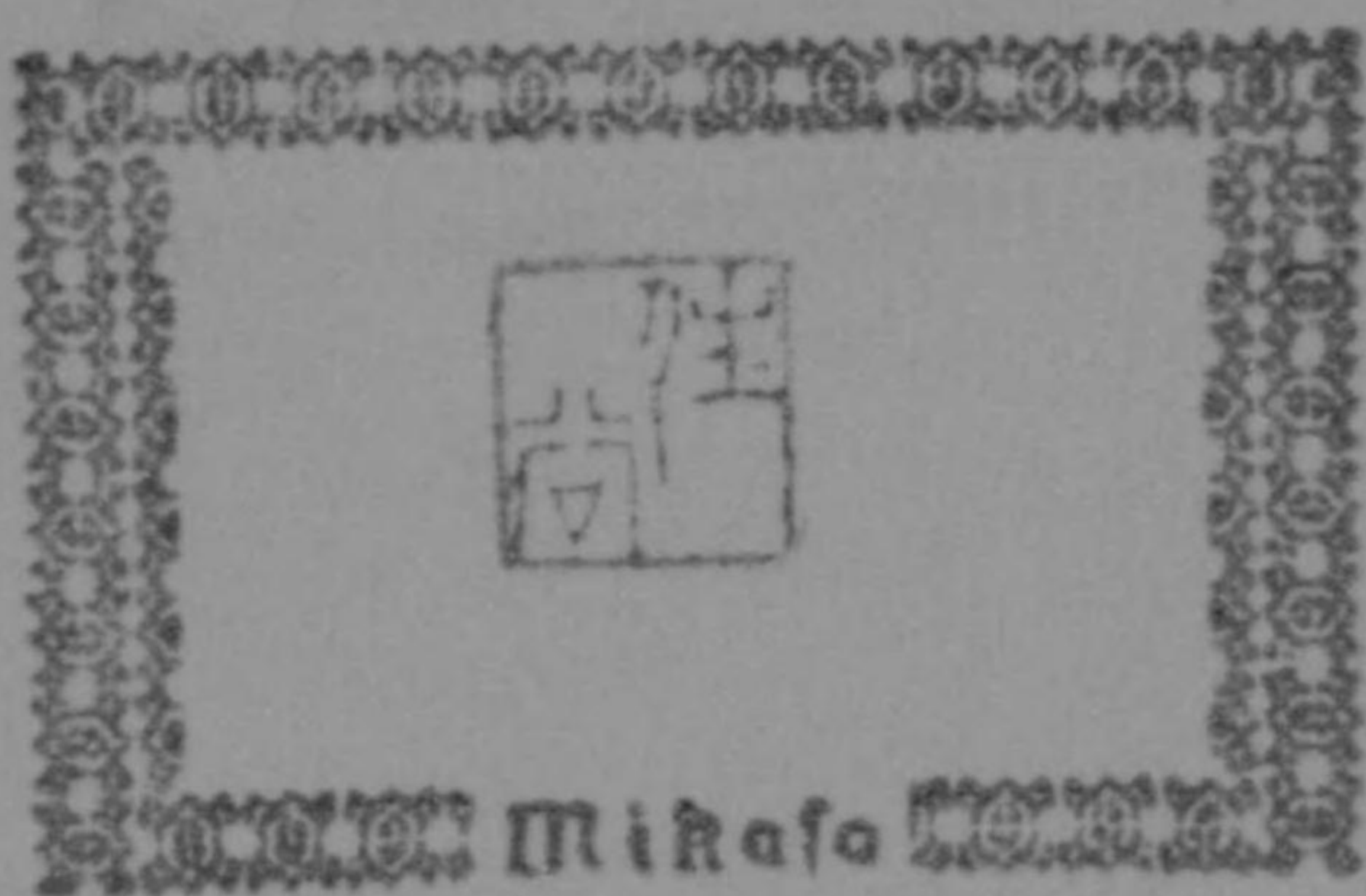
そして經濟的解放と、解放のための國際的團結を高調して次の如き文章を以て結んだ。

「ヨーロッパの支配階級はロシアがコーカサスの山寨を餌食の如く攫み、勇敢なるポーランド人を殺戮するのを見、その頭はセントペテルスブルグにあり、其の手はヨーロッパ諸國の政府にある此の野蠻なる勢力が、何等の障害にも遭はずに蠶食を逞うしてゐるのを見て、或は厚顔無耻にも之れを是認したり、或は輕薄な同情顔をしたり、或は平然として眺めてゐる。支配階級の斯やうな態度は、労働階級をして、自ら國際政策の秘密の渦中に飛び込み、各々自國における政府の對外行動を監視して、有ゆる手段と力を擧げて彼等の陰謀に抗争し、若し之を阻止する力の無い時は、共同抗議をするために國際的に提携し、斯くて個人と個人との關係を支配しなければならぬと同時に、國民と國民との間の關係の最高法則たるべき徳義の法則を擁護しなければならぬことを知らしめた。

この種の對外政策のために闘ふことは、労働者階級解放の一般的鬭争に参加する所以である。萬國のプロレタリアよ、團結せよ！」

唯物論全書

昭和十一年十一月十五日印刷
昭和十一年十一月二十日發行



豫約頒價金八十錢
二冊金一圓六十錢

近世社會史

著者 住谷亮一

發行者 竹內富子

東京市神田區神保町三ノ六

印刷者 堀内文治郎

東京市神田三崎町二ノ三三

發行所 三笠書房

東京市神田區神保町三ノ六
電話九段四〇一三番
振替東京二二〇九六番

第二次唯物論全書刊行に際して

三笠書房

現在の日本に於ける讀者大眾が、その讀書眼の奥底に於いて、唯物論がもつ、代位すべからざる迫眞力と綜合力と、更に押しも押されもしない批判力とに、どれ程深甚な期待を持つてゐるかは、已にわれわれが完了した第一次の「唯物論全書」のめざましい購讀力によつて、見事に實證された。

云ふ迄もなくこれは、本全書の各巻が、いづれも創造的な而も基準的な力作であつた爲めであるが、そればかりでなく、正に唯物論そのものの現代に於ける、否、寧ろ永久に互る絶大な意義が、日本に於ても今や的確に知れ互つたからでなくてはならぬ。

かかる待望の裡に、今日われわれは第二次「唯物論全書」の刊行を決定したのである。特に戸坂潤氏を編輯者として選定し、名實共に更新した一層躍進的なプランを實行に移さうと思ふ。心ある讀者諸氏の御賛助を望んでやまぬ次第である。

唯物論全書（第二次）

（*印は配本済）

古代哲學史*	古在由重	社會起源論*	梯明秀
比較憲法史*	鈴木安藏	古代社會史*	早川二郎
法律論	山之内一郎	近世社會史*	國府亮一
政治概論*	堀伸二	日本古代社會*	渡部義通
外交論*	信夫清三郎	農村問題*	櫻井武雄
民族論	松原宏	文藝思想史*	高沖陽造
家族論*	玉城肇	言語學*	高木弘
道徳論*	岡邦雄	社會醫學*	宮本忍
	戸坂潤	演劇論*	新協劇團 教育部
		映畫論*	岩崎昶

唯物論全書 (第一次)

(*印は配本済)

科學論*	戶坂潤
科學思想史*	岡邦雄
現代物理學*	石原純
數學論*	今野武雄
生物學*	石井友幸 石原辰郎
論理學*	三枝博音
技術論*	相川春喜
自然辯證法*	岡邦雄、吉田 斂、石原辰郎

唯物論通史*	松原宏
近代唯物論*	森宏一
現代唯物論*	永田廣志
歷史論*	服部之總
文學論*	森山啓
藝術論*	甘粕石介
戰爭論*	堀仲二
無神論*	秋澤修二
フアシズム論*	今中次麿 具島兼三郎
明治思想史*	鳥井博郎

28.10.27

